

# 議 事 日 程

令和 5 年第 2 回浜中町議会定例会

令和 5 年 6 月 6 日午前 1 0 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	報告第 7 号	令和 4 年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 7	報告第 8 号	令和 4 年度浜中町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 8	報告第 9 号	令和 4 年度浜中町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第 9		一般質問
日程第 1 0	議案第 3 8 号	浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 3 9 号	浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 4 0 号	浜中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 4 1 号	浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 4 2 号	浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 4 3 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第 1 6	議案第 4 4 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 1 7	議案第 4 5 号	公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について
日程第 1 8	議案第 4 6 号	公用車事故被害者損害賠償について
日程第 1 9	議案第 4 7 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 0	議案第 4 8 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 1	議案第 4 9 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 2	議案第 5 0 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 3	議案第 5 1 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 4	議案第 5 2 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 5	議案第 5 3 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 6	議案第 5 4 号	工事請負契約の締結について

(開会 午前10時00分)

---

開 会 宣 告

---

○議長(落合俊雄君) ただいまから令和5年第2回浜中町議会定例会を開会いたします。

---

開 議 宣 告

---

○議長(落合俊雄君) これから本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長(落合俊雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番三上浅雄議員及び2番渡邊秀治議員を指名します。

---

日程第2 議会運営委員会報告

---

○議長(落合俊雄君) 日程第2、議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

1番三上浅雄議員。

○1番(三上浅雄君) 皆さん、おはようございます。

令和5年第2回定例会開催に向け、過日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

委員会は5月30日に開催いたしました。

お手元に配付の本委員会報告書に記載した内容のうち、主な事項について報告をいたします。

本定例会に上程された議案等ではありますが、その件数及び内容等については報告書に記載のとおりであります。また、議事の日程についても、各議席に配付したとおりであります。

次に、一般質問ですが、議長に対し、議員6名より9件の通告がありました。

発言の順序については通告順とよるものとし、時間制限60分以内の一問一答方式で行います。

報告、議案に関しては、順次、所定の方法により審議を進めてまいります。

以上、協議結果の主な事項について申し上げましたが、本定例会に通告のあった一般質問並びに上程された議案等の件数及びその内容について勘案し、慎重に協議を重ねた結果、本定例会の会期につきましては、本日から7日までの2日間と決定いたしました。

つきましては、本定例会の議事運営に対しまして議員各位のご協力をいただきますようお願いを申し上げまして、議会運営委員会報告といたします。

**○議長（落合俊雄君）** お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

---

### 日程第3 会期の決定

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から7日までの2日間としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から7日までの2日間と決定しました。

---

### 日程第4 諸般報告

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第4、諸般報告をします。

まず、本定例会に付された案件はお手元に配付のとおりであります。

次に、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

---

### 日程第5 行政報告

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第5、行政報告を行います。

町長。

**○町長（松本博君）** おはようございます。

本日、令和5年第2回浜中町議会定例会に議員全員のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さきの議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

5月21日、浜中消防団総合演習が行われました。あいにくの空模様の中でしたが、団長をはじめ、111名の浜中消防団員による分列行進を観閲し、地域における第一線の活動機関として力を尽くされておられる消防団を頼もしく感じたところでもあります。また、長年にわたり地域の消防・防火活動にご尽力された方に対しまして消防長長官表彰などが授与されております。

5月24日、浜中町津波防災避難訓練を実施しております。この訓練は、昭和35年発生の子リ地震津波を教訓とし、今後起こり得る大規模地震、津波災害に備え、いち早く高台に避難することを目的として毎年実施しているものであります。

訓練内容は、午前6時30分に釧路沖を震源とするマグニチュード8の地震が発生、浜中町では震度6強を観測したと想定し、その後、訓練、大津波警報が発表されました。

町は、海岸地区住民2910人に対し、訓練、避難指示を発令、町内の16か所の避難場所に避難する訓練を実施しました。また、地震から身を守る安全確保行動訓練、津波防災ステーションによる水門等閉鎖訓練、移動系行政無線による情報伝達訓練なども同時に実施しております。

さらに、道立総合研究機構北方建築総合研究所と共同で霧多布保育所の車避難実証試験のほか、琵琶瀬・仲の浜・新川西地区の津波避難タワー建設予定地までの避難行動実証試験、アンケート調査による避難行動の把握、あるいは、警察、消防、赤十字奉仕団などの関係機関による独自の訓練も行われております。

当日の訓練避難者は582人、関係者も含めて参加者は775人、津波対象者に対する割合は26.6%となっております。

なお、実施状況等については、補足資料としてお手元に配付させていただいております。

同日午後から、防災意識の向上と行動力を高めるため、浜中町防災講演会を開催しております。

今回の講演会は、寒さの厳しい寒冷地での津波避難をはじめ、避難所生活で注意することや大切なことを日本赤十字北海道看護大学の根本教授から分かりやすく講演していただいたほか、浜中町の地震、津波の被害想定や住宅の耐震化について専門家からの声もいただき、大変勉強となる講演会となりました。

今後とも、津波避難訓練、講演会などの訓練、啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

5月26日、第29回浜中町植樹祭が湯沸植樹会場にて行われました。当日は、浜中漁協女性部によるお魚殖やす植樹運動も同時に開催され、町内各自治会、霧多布小学校、町内各企業、浜中漁協女性部など、計35団体、200名が参加し、グイマツ、カシワ、イヌエンジュの3種類、800本の苗木を植樹いたしました。

これまでの植樹本数は、累計では4万560本となっております。

また、北海道釧路総合振興局森林室による植樹指導を児童に向けて行っていただきました。

水資源の確保や漁業資源の保全など、多様な機能を持つ公共性の高い森林を育てるため、緑化推進に引き続き取り組んでまいります。

5月28日、「自然の番人宣言」湿原クリーン作戦を開催し、霧多布湿原周辺の道路を中心にゴミ拾いを実施いたしました。当日は、天候にも恵まれ、総数180名の参加をいただき、80キログラムのゴミを回収しました。

6月5日、元浜中町選挙管理委員長の田畑秀子氏及び統計調査員の立花英敏氏の叙勲伝達式を役場で行いました。

田畑秀子氏は、平成10年3月に浜中町選挙管理委員会委員に選任後、平成22年までは委員として、平成22年から令和4年までは委員長として、6期24年の長きにわたり在職し、変遷する選挙制度の中、数多くの選挙の適正管理及び選挙啓発に尽力されました。

立花英敏氏は、昭和40年に国勢調査委員として任命され、以来、長きにわたり各種統計調査の調査員として、常に効果的かつ効率的調査に尽力し、卓越した見識により正確かつ適正に職務を全うされました。

このたびの受賞、誠におめでとうございます。

次に、口頭で農漁業の最近における生産状況について申し上げます。

最初に、農業の生産状況であります。

酪農を取り巻く情勢ですが、本年は雪解けも早く、気温も高く推移したため、牧草の萌芽期も平年より10日ほど早くなりました。肥培作業も、天候に恵まれ、順調に終わったところであります。

農業改良普及センター釧路東部支所によりますと、牧草の生育は、気温、日照時間及び降水量も平年を上回り良好であったことから、6月1日現在で平年より8日早く順調に推移しているとのことであります。

また、生乳生産量については、5月末現在で前年度同期との比較で94.81%となっております。

今後は、良質な牧草の収穫による生乳の造成につながることを期待しているところであります。

次に、漁業の生産状況であります。

浜中漁協ホッキ栎引き漁は3月20日から5月12日まで操業、鎌堀漁は5月6日からの操業で、5月末現在、水揚げ量は対前年比2.3%増の230.1トン、金額は7.6%減の1億1259万円となっております。

5月1日に解禁となったサケ・マス漁は、散布漁協のみ3隻が操業、5月末現在、水揚げ量は対前年比41.3%増の11.3トン、金額は23%増の621万円となっております。

春サケ定置網漁は、浜中漁協は4月10日、散布漁協は5月1日から開始されており、5月末現在、水揚げ量は対前年比39.3%減の3.4トン、金額は12.5%減の440万円となっております。

さお前昆布漁につきましては、各漁協資源状況の調査を5月下旬に行ったところ、両漁協とも生育が順調なことから、浜中漁協は6月11日から30日の間に3日間、操業時間は1日2時間、散布漁協は6月10日から30日の間に4日間、操業時間は1日2時間で計画生産量は170トンとしております。

なお、生昆布漁は、両漁協とも7月5日からとなっております。

このほか、ツブ籠漁、花咲ガニ漁、アイナメ籠漁、コマイ小定置網漁などの操業が実施されております。

以上、行政報告とさせていただきます。

**○議長（落合俊雄君）** 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

**○教育長（佐藤健二君）** 改めまして、おはようございます。

さきの議会から主なものについてご報告いたします。

5月9日には、町民温水プール使用が昼夜同時に開始されました。

準備段階で水温が例年になく上がらず、装置などを確認してみたところ、町民温水プール熱交換器などの補修が必要なことが分かりました。

水温については利用可能な温度にあり、開放しましたが、今後の利用を考慮し、至急、補修を業者に依頼したところであります。

14日には、今シーズンのトップを切って満開だった桜も散り、花びらが飛ぶ桜公園の町民パークゴルフ場で町長杯パークゴルフ大会が23名の参加者を集めて開催されました。半年ぶりの大会に参加した方々はハッスルプレーをしておりました。

また、同日には桜まつりも開催され、浜中小・中学校の教職員も参加、協力し、お祭りの盛り上がりに一役買っておりましたことをご報告いたします。

15日、16日、18日には、小学校3校、中学校3校、小中併置校1校、高校1校で教育長訪問を実施いたしました。

訪問する中で、それぞれ児童生徒の授業の様子と頑張っている先生方の姿、そして、各学校としての本年度の重点的な取組などや学校施設の状況について説明を受けたところがあります。

それぞれの学校では、子どもたちが落ち着いて学習している姿を間近で参観することができました。

さらには、例年になく、高校も含め、職員同士の横のつながりが感じられ、職場がよい雰囲気教育活動に取り組んでいることが察せられました。

17日と31日には、来年度から使用する小学校の教科用図書の採択に向けて、釧路市と釧路町を除く釧路管内6町村の教育長で構成する第13教科用図書採択地区教育委員会

協議会において2回の協議会が開催されました。

今後は、6月末から8月下旬にかけて、3回にわたり、各教科小委員会による調査研究と採択地区協議会による審議を経て採用教科書が決められます。

27日には、第37回少年の主張大会を開催し、町内の中学校4校を代表して10名の生徒から、中学生らしい感性で今の社会に臨むことや思うこと、日常生活の中での体験や日頃考えていること、そして、未来への希望などについて発表していただきました。

コロナ禍の3年間については工夫を凝らしながら開催しておりましたが、本年は4年ぶりに一般の方も来場していただきました。

審査結果を申し上げますと、最優秀賞には霧多布中学校2年生の佐々木ゆめさんの主張名「思い」が、優秀賞には浜中中学校3年生の加茂美沙季さんと霧多布中学校3年生の土屋ちなさんのお2人に決定いたしました。

なお、最優秀賞の佐々木さんは、来る7月26日に釧路市で開催される釧路総合振興局地区大会に本町の中学生を代表して出場いたします。

以上、教育行政報告といたします。

**○議長（落合俊雄君）** これで行政報告を終わります。

---

日程第6 報告第7号 令和4年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第6、報告第7号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 報告第7号、令和4年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

繰越明許費につきましては、令和5年2月1日付専決処分で出産・子育て応援給付金に要する経費、母子保健に要する経費、令和5年3月31日付専決処分で新型コロナウイルスワクチン接種事業について、事業の性質上、いずれもその実施に相当の期間を要し、かつ事業が年度内に完了しない見込みであることから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して使用する繰越明許費を設定させていただいたところであります。

このたび、翌年度への繰越額が確定したことから、地方自治法施行令第146条の2項の規定により、計算書を調製し、報告するものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** 本件に対し、質疑があればこれを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

---

日程第7 報告第8号 令和4年度浜中町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

---

○議長（落合俊雄君） 日程第7、報告第8号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第8号、令和4年度浜中町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

繰越明許費につきましては、令和5年第1回定例会において、農業集落排水施設機能保全計画策定、漁業集落排水施設機能保全工事について、事業の性質上、いずれもその実施に相当の期間を要し、かつ、事業が年度内に完了しない見込みであることから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して使用する繰越明許費の承認をいただいたところであります。

このたび、翌年度への繰越額が確定したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、計算書を調製し、報告するものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） 本件に対し、質疑があればこれを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

---

日程第8 報告第9号 令和4年度浜中町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

---

○議長（落合俊雄君） 日程第8、報告第9号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第9号、令和4年度浜中町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

5款農林水産業費1項農業費の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助につきましては、取組主体において、新型コロナウイルス感染症の影響により、機械設備の納入に時間を要し、年度内で事業が完了できなかったことから、やむを得ず令和5年度に事故繰

越を行ったものであり、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、計算書を調製し、報告するものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** 本件に対し、質疑があればこれを許します。

5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** 本件につきましては、事故繰越ということで、年度内に支出負担行為を行って、避け難い事故のために年度内に支出を終わらなかつたものはこれを翌年度に繰り越して使用することができるといったものですが、この説明が新型コロナウイルス感染症の影響により機械設備納入に時間を要したためということでありました。

機械設備について、業者側の納入時期が間に合わなかつたということで、多分、クラスター事業によるものだというふうに思うのですが、具体的な内容を、そして、今年度に繰り越して納入されるわけですが、機械設備を納入される時期等が明らかになっているのであればお知らせいただきたいと思ひます。

**○議長（落合俊雄君）** 農林課長。

**○農林課長（渡邊馨君）** お答えします。

本事業につきましては、国の令和3年度補正予算で令和3年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業として令和4年3月28日に北海道から交付決定を受け、その段階で令和3年度中の事業遂行が困難であることから、同年3月31日に北海道より繰越承認決定を受け、町に対しては昨年6月定例会において繰越明許費繰越計算書の報告を受けました。

事業としましては、令和4年5月31日に入札を行い、工期につきましては6月1日から令和5年3月31日とし、年度内完成を予定しておりましたが、今の提案理由にもございましたとおり、機器の納入時期が遅れた、具体的に言いますとキュービクルでございます。

キュービクルというのは受注生産でございまして、昨今の社会情勢等により半導体や樹脂材料等を使用した納品が予定納期に入手することが困難となりました。

発注時は影響がないということを認識しておりましたが、中国国内の感染爆発による度重なるロックダウン明けから、半導体や樹脂材料等に品薄を懸念した世界的な多重発注が発生し、生産能力を超えた特需を引き起こし、特需バランスが崩壊したことも相まって本事業において発注した部材もその影響を受けたことにより予定納期遅延が生じたことから、このたびの事故繰越となりました。

議員からご質問のありました今後の扱いについてですが、納期につきましては令和5年10月末をもって納入されるということです。

なお、同時に並行している牛舎の躯体につきましても4月末時点で64%の完成率ということで、併せまして10月末の工期が完了、そして、事業自体はその1か月遅れの11月末で本事業の完了という扱いになっております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで報告を終わります。

---

## 日程第9 一般質問

---

○議長（落合俊雄君） 日程第9、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） 渡邊秀治でございます。

通告に従って、質問させていただきます。

年を取って耳が遠くなる、いわゆる加齢性難聴の方が多くいらっしゃいますが、この加齢性難聴は、日常生活を不便にし、他者とのコミュニケーションを面倒なものにして、ひいては、認知症や鬱病の引き金になり得ると危惧されます。

難聴の対症療法的に存在するのが補聴器ですが、現在市販されている高性能でスタイリッシュな補聴器には数十万円もするものもあります。

我が国では、補助金の給付があるのは聴力の身体障がい者に認定された方だけであり、軽度、中等度の難聴では認定されておられません。しかし、自治体によっては、高齢者で軽・中等度難聴者に補聴器を助成する制度を設けているところがあります。

道内でも、赤井川村では65歳以上の村民に費用の50%負担、最大で3万円を補助という内容で高齢者補聴器購入助成金交付という名目の事業が展開されています。

また、北見市では、非課税世帯で70歳以上の市民に現物交付という制度があります。これは、両耳の聴力損失が約40デシベル以上という条件がありますが、本町でも助成金制度の導入の予定はありますか。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（金澤剛君） ご質問にお答え申し上げます。

加齢性難聴により日常生活に不便を感じられている高齢者の方がおられることは町としても存じております。

現在、本町における補聴器購入に対する公的扶助は、身体障害者手帳の交付を受けた後、購入助成の手続を取ることとなっておりますが、議員のご質問のとおり、手帳の交付は両耳の聴力レベルが70デシベル以上の診断がなければ対象とならず、軽度、中度の障がいでは手帳の交付は受けられない状態となっております。

加えて、難聴で日常生活に不便を感じられている方は、加齢性の方だけではなく、児童や若年の方にもおられます。

助成金制度導入の予定とのご質問でありますけれども、管内の他の自治体では既に助成制度を創設しているところもあり、本町でもその必要性を感じておりますので、前向きに

検討したいと考えているところであります。

**○議長（落合俊雄君）** 2番渡邊秀治議員。

**○2番（渡邊秀治君）** 前向きに検討するというお話でありました。

それに当たって聴力検査が必要かと思われるのですが、聴力検査は町内でやるのでしょうか、それとも、ほかの医療機関を利用しようというお考えでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 健康福祉課長。

**○健康福祉課長（金澤剛君）** ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

町内で聴力検査ということにはならないため、町外の医療機関を利用させていただくということになるかと思っております。当然、医師の診断が必要になると思っておりますので、しっかりと医療機関を受診していただきたいと考えているところでございます。

**○議長（落合俊雄君）** 2番渡邊秀治議員。

**○2番（渡邊秀治君）** そうすると、検査結果等を踏まえてから助成するかを検討するというところでよろしいでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 健康福祉課長。

**○健康福祉課長（金澤剛君）** ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

本町では、先ほども申し上げましたとおり、助成制度を設けておりません。ただ、管内の自治体では既に設けているところもございますし、そういった内容を参考にさせていただきたいと思っておりますし、新しい制度になりますので、当然、制度設計も必要になってくると思っております。

そこで、今年度中に制度を創設した上でその制度に基づいて必要とされる方に申請をしていただきたいと考えているところでございます。

**○議長（落合俊雄君）** 2番渡邊秀治議員。

**○2番（渡邊秀治君）** それでは、これらを踏まえ、柔軟な健康推進の施策を進めていくことを願い、質問を終わります。

**○議長（落合俊雄君）** 以上で渡邊秀治議員の一般質問は終了いたしました。

次に、3番國井葵議員。

**○3番（國井葵君）** 通告に従って質問させていただきます。

浜中町高齢者バス等利用助成事業について質問させていただきます。

この事業は、まず、100円つづりの回数券が後期高齢者の町民の方に配付され、交通機関各所で利用できるものと把握しております。

まず、この事業の目的について、浜中町ホームページには、高齢者の積極的な社会参加を促進するとともに、健康の維持増進を図り、生きがいのある生活を援助することを目的として実施している事業であると記載されておりました。

まず、このような事業が実施されるに至った経緯についてご回答をお願いいたします。

**○議長（落合俊雄君）** 健康福祉課長。

**○健康福祉課長（金澤剛君）** ご質問にお答え申し上げます。

本事業につきましては、高齢者の外出機会の促進と健康維持及び移動を含めて実施された事業であります。70歳以上の高齢者を助成対象として、くしろバスのみでの利用で平成7年度より実施しております。

その後、平成27年度には、バス利用の機会が少ない方のためにゆうゆ入浴券を新たに追加し、バスとゆうゆのどちらかを選択交付としておりました。

そして、令和元年度にはJRを、令和2年度にはハイヤー及び町営バスの利用も追加したほか、現在は共通回数券として利用する方が自由に利用目的を選択できるようになっております。

また、本年度、額面を5000円から1万円に増額しております。

本規則施行当時は、高齢化率の上昇とともに、老人福祉法の改正による在宅福祉施策や高齢社会対策基本法の制定など、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成が望まれてきて、本町としてもその施策の一環として本事業の実施に至ったところであります。

**○議長（落合俊雄君）** 3番國井葵議員。

**○3番（國井葵君）** 実施の経緯については承知いたしました。

続いての質問ですけれども、今ご回答をいただいたとおり、使用できる範囲や場所をだんだん拡大していったという経緯を把握しました。その中で、現在の対象となっている町民の方の利用状況についてご提示をいただきたいと思っております。

例えば、使用場所や人数、それに伴う回収率も提示していただければと思っております。

**○議長（落合俊雄君）** 健康福祉課長。

**○健康福祉課長（金澤剛君）** ただいまのご質問にお答え申し上げます。

データのなものになりますので、少しゆっくりお話しさせていただきたいと思っております。また、このお答えにつきましては、直近の令和4年度——昨年度の実績でご答弁させていただきたいと思っております。

令和4年4月1日現在で年齢70歳以上の対象者数1261名に対して774人の方に387万円相当を交付しており、交付率は61.38%となっております。令和3年度の交付率は53.73%でありましたので、昨年度につきましては7.65%の増となり、交付率は年々増加傾向にあるところであります。

総利用実績は244万2300円で、交付に対する利用率は63.11%、交付された助成券の6割強が利用されている状況となっております。

次に、目的別利用実績です。

ゆうゆが最も多く、85万3800円で34.96%、続いて、ハイヤーが67万9400円で27.82%、JRが34万7000円で14.21%、町営バスが31万8600円で13.04%、最後に、くしろバスが24万3500円で9.97%の利用状況となっております、ゆうゆとハイヤーで6割以上が利用されている状況となっております。

次に、地区別の交付状況でありますけれども、交付された774名の方のうち、榊町から散布までの海岸方面で、交付対象者716人に対し、交付数は506人で交付率70.

67%、茶内市外及び茶内原野方面で、対象者303人に対し、交付数は150人で交付率49.50%、浜中熊牛方面、姉別方面、ポンポルトから恵茶人方面で対象者242人に対し、交付数118人で48.76%となっており、海岸方面では約7割の方が、内陸地域では約5割の方が交付を受けている状況となっております。

ゆうゆが近くにあることやバス等の公共交通が利用しやすい地域の方のほうが利用の多い傾向にあることが考えられます。

**○議長（落合俊雄君）** 3番國井葵議員。

**○3番（國井葵君）** 交付率についてご回答をいただきました。

利用状況等について、この数字から、担当課長がおっしゃいましたように、町内でのゆうゆでの利用、町営バスでの利用、ハイヤーでの利用が多いのかなと思います。

一方で、事業の目的については、一つの側面として、生きがいのある生活の援助、健康の維持増進のほか、都市部といいますか、釧路や厚岸までの通院、町内で賄うことができない買物といった生命維持を支えるということもあるのではないかと考えております。

一方で、JRの利用の際は、配付されているものも見たのですが、切符を購入する方法として、釧路駅または厚岸駅のみどりの窓口のみでしかできないという事態が発生しております。

これについては実際に町民の方からも声が上がっていると把握しておりますが、利便性の向上をどのように町として図っていくのか、こういった事業を進める上で町民の利便性を最優先にしていいただければと思います。

町民が不便を感じない事業展開といいますか、せっかく予算を使って行政サービスをしているのに、利用をするに当たって不便を感じてしまうような事業内容になってしまっているのは町内での利用にとどまってしまうといいますか、高齢者の方々がそのサービスを受けづらい状況を生んでいるのではないかと考えます。

これはJRの利用の換金だけではなく、ゆうゆにおいても、入浴のみには使用できるのですけれども、食事には使えないということがあります。もともとの趣旨としては交通の便をというようなことであつたと思うのですが、多角的な利便性の向上といいますか、無人駅である浜中町内の駅では換金できないという町民の不便さをどのように解消していくのかについて答弁をお願いいたします。

**○議長（落合俊雄君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** ご質問にお答えをいたします。

まず、JRの利用の関係について私からお答えをいたします。

先ほど健康福祉課長がご答弁申し上げましたとおり、本町としましては、回数券を町営バス、民間のバス、ハイヤー、JR等で広く使えるように取り組んできたところでございます。

JRでの利用については、まず、経過からお話しさせていただきますけれども、ご存じのとおり、JR花咲線はJR北海道が維持困難な線区として指定し、現在、ワンマン運行

になっています。そこで、沿線自治体なども加わりまして、花咲線アクションプラン実行委員会を中心に、花咲線の利用促進及び利便性の向上に取り組んでおります。

このアクションプランの実行計画の中に公共交通の利用促進という項目が掲げられておりまして、その中で、高齢者の移動に対する運賃補助として、浜中町も福祉回数券のJR利用拡大にこれまで取り組んできました。

しかしながら、議員からご指摘がありましたように、花咲線では、駅員のいる窓口がある釧路駅、厚岸駅、根室駅でのみしか切符が購入できず、例えば、無人駅間であれば本町の回数券が使用できないといったケースが生じておりました。

この点につきまして、アクションプランとみ絡み、町としては、JR北海道に対し、浜中町の回数券をどの区間でも使用できるようにしてほしいと常々強く要望してきているところでございます。

回数券助成のような取組は花咲線の利用促進につながっていきますので、高齢者の皆さんが花咲線のどの区間でも回数券を使えるようにできる方法について、今後とも、改めてJR北海道と個別にしっかりと協議を続け、何とか利用できるようにしていただけるよう取り組んでまいりたいと思っております。

**○議長（落合俊雄君）** 健康福祉課長。

**○健康福祉課長（金澤剛君）** 先ほどのご質問の中で飲食の関係にもというお話のご質問がありましたので、それについては私からご答弁申し上げます。

先ほども答弁申し上げましたとおり、もともと、ゆうゆはこの回数券事業の対象に入っておりませんでした。

本町の地域公共交通につきましては、主に沿岸を走るくしろバスだけで、海岸線の人しか使いようがないという状況でありました。そういった中で、同じ町民であるにもかかわらず不公平が生じるということでゆうゆでの入浴を追加し、現在ゆうゆが入っております。

なお、ゆうゆでは飲食できるようになっていますので、飲食にもというお話はこちらにも聞こえてきております。ただ、目的が飲食ということになりますと、たまたま入浴できる施設であるゆうゆで飲食をとるのですけれども、町内には他の飲食店もございます。そのため、利用者としては、ゆうゆのみならず、他の飲食店にもということになりますし、飲食店におかれましては私の店でもという発想が生じると思います。しかし、これは、飲食店を助成する事業と性質が若干異なるということも考えなければいけませんので、それを考慮する必要が生じてくると思います。

そういった中で、現在の回数券につきましては、ゆうゆの飲食には使用していただけないようにしております。ただ、他の一般町民からせっかくゆうゆに行っているのにもというお話も聞こえているのも事実でありますので、これらのことを総合的に勘案させていただきたいと思いますが、いかんせん政策的なこともありますので、あくまでも今後の検討事項として考えているということでご承知おきいただきたいと思っております。

**○議長（落合俊雄君）** 3番國井葵議員。

**○3番（國井葵君）** まず、飲食のことについてですが、本来の趣旨、事業の性質の違いがあることは承知いたしました。

今は町内の飲食できるお店そのものが減ってきてしまっているという別の問題も生じてきておりますので、別の面から別の事業での取組として検討していただけますと幸いです。

もう一点の花咲線のことについてです。

不採算路線に入っているとのことご答弁をいただきましたが、それは私も把握しておりました。課長がおっしゃいましたように、町が支出したことでJ Rの利用促進に確実に繋がっていくと考えますし、茶内駅のトイレに関しては、きれいになったことでJ Rを利用しない方も利用していきまして、公共交通機関の利用の手前、そして、その後の利用にもつながっているのではないかなと思います。

先ほどもお伝えしたのですが、町として利便性向上をJ Rに訴えかけていただきたいわけですが、この事業単体だけではなく、例えば、J Rの存続というのは観光客にも関わってきますし、第一に町民の足となっている重要な路線だとも考えますので、この事業単体での利便性の確保と同時に、観光、福祉など、様々な面から町として働きかけを続けていただきたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** これは政策的な質問になろうかと思しますので、町長から答弁をお願いします。

町長。

**○町長（松本博君）** 今のご質問の中でJ Rのことが重点的だったと思います。

担当課長も含めて、J Rの関係については、せっかくこうした運動を町独自でやっていますから、違和感も持っていますし、そんな意味からすると少々むっときているところもあるわけです。

J Rの存続も含め、沿線自治体がいろいろなことをやっているか、J R北海道はそのことを知っているくせにしっかりとやらないというのが今の実態ではないかと思っています。

担当課長も強く言っていますけれども、町長自らがJ R北海道の支局に行き、議会からもこういう声が出ている、とても町長として耐えられないということも含めて強く言っていきたいと思っています。

せっかくJ Rも追加し、病院や買物での利用がここまで伸びてきているという状況なのです。この事業は27年をかけて変遷してきましたけれども、立派な独自事業だと思っています。

今、飲食のこともありましたとおり、課題は一部残っていますけれども、今後ともちゃんと発展させていくことには、まず、J Rの関係をしっかりと詰め、議会でも報告できるように、また、利用者の皆さんにもそのことを報告できるように努力していきますし、やっていきたいと思っています。

**○議長（落合俊雄君）** 3番國井葵議員。

**○3番（國井葵君）** 今、町長から町として積極的に働きかけていただけるとの答弁をい

ただきましたが、困っている方がいらっしゃるので、できるだけ早く解決していただきたいと思います。

以上で終わります。

**○議長（落合俊雄君）** 以上で國井葵議員の一般質問は終了いたしました。

次に、4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** 公共施設総合管理計画は、平成29年3月に制定され、令和4年3月に改定されています。基本的な考え方が大きく変わっているとは思いませんが、我がまちでも人口減少、少子高齢化の進行は大きな問題となっています。

公共施設を効果的、効率的に活用し、必要なサービスを持続的に提供しつつ、経営的な視点に基づく取組が必要不可欠と改定された公共施設等総合管理計画に書かれています。

このたび私が質問したいのは、改善工事をした公営住宅の件です。

平成2年度に建設された霧多布2条のH02団地、1棟12戸の改善工事が令和4年度に行われ、令和5年4月に入居を開始していますが、改善内容などについて不具合があるように見聞きしたので、霧多布H02団地改善工事の概要について伺います。

まず、どのように改善工事を決めたのかということをお聞きます。

**○議長（落合俊雄君）** 建設課長。

**○建設課長（渡部幸平君）** ただいまのご質問にお答えいたします。

平成2年度建設の霧多布H団地1棟12戸につきましては、平成29年度に策定されました第2次浜中町公営住宅等長寿命化計画の中で平成34年に改修する計画とされまして、その後、年号は変わっておりますが、計画どおりに令和4年度に長寿命化型の改善工事として実施をしております。

霧多布H団地の工事前の状況ですが、屋根からの雨漏り、あるいは、設備配管からの水漏れなどが発生しておりまして、住宅の設備等の不具合のご連絡をいただいた折には、その都度、修繕の対応をしております。

また、外壁の崩れなどはございませんでしたけれども、塗装は大分色あせていまして、外観的にも非常に老朽を感じさせる状況だったことから、施設全般の老朽化を考慮し、公営住宅等長寿命化計画の中で令和4年度に工事が予定されたというものでございます。

なお、霧多布H団地の耐用年数につきましては、構造がプレキャストコンクリートづくりであり、これは法令上45年と定められておりますが、適正に維持管理することによりまして、改修後20年、もっと言うと30年の使用が可能と考えまして、全面的な長寿命化型の改善工事で進められたものでございます。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** 耐用年数は分かりました。外壁が崩れたら大変ですけれども、その説明についても分かりました。

外から見たら外壁はきれいになったなと思えますが、外も中も含め、工事に当たって誰が変更の設計をするのかを聞きたいです。浜中町の担当者もしくは業者なのでしょうか、

お答えください。

**○議長（落合俊雄君）** 建設課長。

**○建設課長（渡部幸平君）** ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、霧多布H団地改善工事は、大きな項目を申しますと、まず、屋根については吹き替えをしております。また、外壁補修をした上で塗装の塗り直しもしております。それから、内部については、リフォームし、ユニットバスを導入したほか、水周りの全般的な改修、窓周りの断熱化といった改善内容ですけれども、この改善工事の実設計につきましては令和3年度に行っております。

実設計業務期間につきましては、令和3年6月1日から令和4年2月28日までとしておりまして、委託業務として発注し、釧路市の株式会社齊藤譲一設計事務所が受注され、その後、設計業務を進めてきました。

そして、町の業務担当員としましては、令和3年度当時、公営住宅の業務は総務課の所管でしたので、総務課契約管財係の職員が1名、それから、工事を担当する建設課建築係の職員が1名の計2名でこの改善工事の設計に当たっております。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** 総務の方と建設課の方、それに業者の方が入ったということでした。

その何人かになるのでしょうかけれども、内部のリフォームに関してはこうしましょう、ああしましょうということで図面をもって打合せをしていくのですか。

**○議長（落合俊雄君）** 建設課長。

**○建設課長（渡部幸平君）** ただいまのご質問にお答えいたします。

改修の設計については、まず、既存の設計図である立面図や平面図から可能な改修はどのようなものなのかを決めていきます。

ちなみに、霧多布H団地に関しましては、先ほど構造がプレキャストコンクリートづくりとお話ししましたけれども、壁になっているところがコンクリートできており、建物の荷重を受ける一部になっておりまして、3LDKのお部屋は基本的にいじることができず、間取りは変えられないということがスタートでした。そうした間取りが変えられない中でどこを変えられるかといったというふうに進めていきました。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** 間取りは変えられないということは重々知っておりますし、今入居されている方も変わらないという説明をされております。

では、次の質問になります。

1棟12戸の団地ですけれども、工事前後で入居者数は替わっていますか、お答えください。

**○議長（落合俊雄君）** 建設課長。

**○建設課長（渡部幸平君）** ただいまのご質問にお答えいたします。

霧多布H団地の改善工事につきましては、令和4年6月14日から令和5年1月31日の期間で実施されております。

工事前後の入居者の数というご質問でございますが、町が実施設計業務を実施した令和3年度末の時点で入居されていた世帯数は8世帯、人数は15人でした。工事が完成し、入居可能となった現在におきましては、6世帯、12人が入居している状況でございます。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** 現在、6世帯、12人が入っているという報告をいただきましたけれども、この6戸の方々は、令和3年の8戸のうちの6戸の方たちが改修した後も移り住んだと考えていいですか。

**○議長（落合俊雄君）** 建設課長。

**○建設課長（渡部幸平君）** ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおりでございます。工事前に入居していた8世帯については、工事を行う上で工事期間中に移転していただかなければならず、仮移転をしていただきましたけれども、8世帯のうちの2世帯については、仮移転先に住まわれることを希望されました。残る6世帯の方はH団地に戻られることを希望しまして、6世帯のうちの5世帯の方については前に住まわれていたお部屋を希望され、残る1世帯の方はH団地の中の違う部屋に住みたいということで、今、それぞれがそちらに住まわれております。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** その5世帯の方たちには前に住んでいたところに戻りたいかという聞き取りをされているのですか。また、そのとき、工事で変わるところなどは説明をしていたのでしょうか、お答えください。

**○議長（落合俊雄君）** 建設課長。

**○建設課長（渡部幸平君）** ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、町としましては、霧多布H団地の改善に当たり、その節目、節目において入居者への説明の機会を設けてまいりました。

初めは令和3年5月になりますけれども、当時の担当者が個別に8戸の入居者のところを訪問しまして、町が次年度において霧多布H団地の改善工事を行う予定であるということをお知らせしております。そして、工事期間中は周辺の団地へ仮移転していただく必要があるということもお伝えしております。

次に、改善工事前の説明となりますけれども、実施設計期間中の令和3年12月22日に霧多布H団地に隣接する共和会館において改善工事に伴う説明会を開催しております。その中で、工事が令和4年6月から予定されていること、令和4年5月末までに仮移転していただくこと、移転補償費が支払われること及び申請などについて説明しております。

次に、改善工事後の聞き取りでございますが、工事完成前の本年1月13日、霧多布団地の内覧会の後、共和会館へ移動していただき、説明会を開催しております。

厳密に言いますと、改善工事の引渡しを受けたのが2月9日でしたので、改善工事の完

成前となりますけれども、施工業者の配慮により、1部屋だけ内装仕上げを早めていただき、内覧していただく機会を設けてございまして、工事前後で変わることについての説明でございますが、本年1月13日に開催した内覧会がそれに当たります。

先ほどからお話ししておりますけれども、この内覧会には、6世帯全ての方が参加しております。建具等は自分の目で確認されておりますし、設備等についても担当者より変更部分についてのご説明をしております。

ちなみに、実施設計中に開催した令和3年12月22日の説明会においては、既存の住宅等改善工事後に変更となる部分について概要を説明しております。その際、改修前と改修後の平面図や仕様をまとめた資料を配って説明を行い、改善工事自体はそのとおりに実施されているかを内覧していただいております。変更後はこうなりますというものについては平面図でお知らせし、さらに、そのとおりに工事された状況も確認していただいております。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** 入居者への聞き取り、以前から変わるところの説明は十分にしているという答弁でした。また、内覧も皆さんが来てくれたということで、それは承知だということですね。

移転補償費のことにも触れてはいたけれども、移転補償費の件ではとても助かったという声を聞いております。随分手厚くしているのだなと私も思いました。

ただ、内覧の件です。

後々の不具合や苦情の件につながってくるのですけれども、2階のある一室で、それも夜だとのこと。私がいろいろと聞いているところだと、どうしてその部屋だったのかな、その部屋だけ完璧できなかったのではないかという不信感があります。

現在、改善され、改築され、入居されている方がいるわけですが、使い勝手が悪いという苦情やここはこうだったのかというような苦情は建設課なりには入っているのでしょうか、お答えください。

**○議長（落合俊雄君）** 建設課長。

**○建設課長（渡部幸平君）** ご質問にお答えいたします。

まず、公営住宅の器具や建具について、調子が悪いといいますか、不具合だというご連絡については、入居者の方より、入居後、数件の連絡をいただいております。

把握しているものでいきますと4点ございます。

まず、1点目は、木製建具の開閉の不具合が1件です。これは、リビングと隣の部屋を仕切る戸が引き戸になっておりまして、その引き戸がちょっと閉まりづらいというご意見でございます。

2点目は、網戸に小さな穴が開いているというご意見が1件です。3点目は、トイレの照明器具の隙間からほこりが落ちてくるというようなご意見が1件です。4点目は、共用部玄関の両開き戸の隙間から雨水が浸入してくる、雨水がたまっているというようなご意見

見で、こちらは2件届いております。

それから、使い勝手の苦情についてですが、建設課には届いていない状況でございます。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** 4点の課長が答弁してくださった件ですけれども、それはもう対処済みなのでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 建設課長。

**○建設課長（渡部幸平君）** ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどのご質問に答弁しました4点の不具合への対処の状況でございます。

まず、1点目の引き戸が閉まりづらいという件に関しましては、すぐに建具調整を行いまして、解消をしている状況です。

2点目の網戸の小さな穴というものについては、網戸の張り替えを行い、解消しております。

3点目のトイレ照明器具の隙間からのほこりについては、照明器具ごと交換しまして、隙間が生じないように対処しております。

4点目の共用部玄関の両開き戸の隙間から雨水が浸入しているということに関しましては、現在、引き戸の調整、そして、レールを交換しまして応急的に対処し、水は浸入しにくくなったのですけれども、一度浸入すると水が抜けづらいという構造でありますので、霧多布H団地改善工事を請け負った建設業者と改修方法について協議をしているところで、改修方法が固まり次第、速やかに改修を行いまして、不具合の解消に努めてまいりたいと考えております。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** 玄関の雨水を業者が直しているところにたまたま出くわし、工事しているのだと分かりました。ただ、今、課長が答弁してくれたほかに、私は、そのほかのことも見聞きしました。対処できるのかなというようなことなのですからけれども、使い勝手の苦情です。

公営住宅に入居している方の大半はすごく我慢をするようなのです。我が家ではないということで、公営住宅だから仕方なく住んでいこうか、工夫してやっついていこうかというようなことでして、また、言っても仕方ないしねというようなことも随分聞きました。

私が使い勝手が悪いと思った一つは、リビングに入るドアの開閉で、以前と違って逆になっているということです。玄関から入って、前は引いて入れたそうですが、今度は押すようになった、開閉が逆になったということなのです。バリアフリーのためだそうです。でも、じゅうたんを敷いたら、じゅうたんにドアが引っかかって開かない、引っかかって入れなくなるということなのです。このようにドアの開閉がどうして反対になったのでしょうか。

これは問題にはしなかったようですけれども、それを言ったら、建設に携わっている者から、それはとても大事なことで、公営住宅だし、開閉を逆にすることはよっぽど

のことではないとしないはずだと聞かされました。

また、3LDKですけれども、押し入れがどの部屋にもないので。クローゼットになりますということ聞かされていたみたいです。内覧のときも見たのでしょけれども、壁一面がクローゼットなのです。閉めれば格好いいのでしょう。でも、開けたら奥行きが38センチしかないただのくぼみなのです。

普通の針金のハンガーでも40.5センチぐらいです。ちょっと小さめで丸みがあるもので38センチぐらいですけれども、そのクローゼットの奥行きが38センチでして、ハンガーがかかりません。

また、クローゼット内にバーもなく、ただの一面の箱で、そこにドアがついているだけです。そこがクローゼットですと言って、ハンガーをかけるバーはあります。でも、上下に仕切りがありまして、長いコートはかかりません。それが3部屋全部です。つまり、寝るための布団を上げるスペースがないというようなことになっています。

今でこそ泊まる人もなかなかいないでしょうけれども、夏冬の布団はやっぱりどこかにしまいたいですよね。布団を四つ折りにしてクローゼットと言われているバーのあるところに潰して入れているらしいのです。

皆さん、どうでしょうか。腰が痛いなどで大きなマットとか何かを敷いていませんか。そのマットレスが入りません。入る余裕のない壁一面のクローゼットです。

また、部屋が狭くなったということもあります。改修前の部屋にも住んでいますから分かるようで、6畳の部屋だったところにじゅうたんを敷いたら10センチか15センチ余って、壁に折り畳むような感じになるそうで、どういう工事をしたのかを疑問に持っていました。

これについてお答え願えますか。

**○議長（落合俊雄君）** 建設課長。

**○建設課長（渡部幸平君）** 今、議員がおっしゃった内容につきましては、収納スペースが使いづらいというご質問と受け止めました。

まず、プレキャストコンクリートづくりで、3LDKの間取りはそのままということですが、使いやすくする改善の中で、収納については関係者なりの思いがあって変更したということがございます。

まず、その意図をお知らせしなければいけないので、そういった変更をした考え方についてお知らせをさせていただきます。

間取りが3LDKということありまして、収納場所を増やすことを考えました。収納場所を増やすために変更した部分が2か所ございますけれども、一つは玄関と既存の洋室の間の収納スペースで、幅が約250センチ、奥行きが90センチのスペースになります。従来、上段は洋室側の押し入れ、下段は各住宅の燃料庫という名称で、そちらには灯油タンクが置かれておりまして、改修前は室内まで灯油を何らかの方法で運び、給油をしておりました。

実施設計の中で灯油タンク置場を屋内から屋外へ移し、建物内にはオイルサーバーで引き込むという改善を図りましたので、下段のスペースも収納として使えるようになりました。その上で、上段の押し入れと下段の燃料庫の二つを合わせた空間をどのようにしようかと考えたわけですが、玄関に下駄箱を置くようなスペースが全くなかったことから、シューズクロークを兼ねた、あるいは、そのほかの生活用品なども収めることができる収納スペースを増やしてあげたいと考えたようです。その結果、洋室側の玄関側のクローゼットは、奥行きが35センチになりますので、その分、奥行きが浅くなってしまったということです。これにより洋室側のクローゼットの奥行きがなくなりましたけれども、玄関側に新たな収納をつくることができたということです。

また、改善工事前で言いますと和室1と和室2が洋室1と洋室2という部屋に変わったのですが、改善前は和室1に幅80センチ、和室2には160センチ、どちらも奥行きが70センチの空間がありました。これをどういう収納スペースにするかということですが、縦に3等分すると和室1は80センチ、和室2については160センチの3分の2というスペースになりますけれども、和室2のほうが和室1の倍の収納スペースがあるということで、例えば、3LDKとしまして、きょうだいで1部屋ずつ使うといった場合、片方が少ないということではなく、収納量を均等にしたいほうがいいという考えから、各部屋に奥行きがあるスペースを一つ設け、真ん中のスペースは洋室1と2で分け合うようにしました。これで奥行きは浅くなりますけれども、生活雑貨等を収納できるスペースを両方の部屋につくったということです。

ただ、入居者から幅80センチの収納では足りないというような声も届いていたというようなこともあり、奥行きが短くても生活雑貨や衣類等をしまえるようなものを計画しました。

もう一つ、今回、押し入れからクローゼットに変えたわけですが、衣類や生活雑貨を収納するために間取りされた空間ということです。このたびの改善工事に当たって洋室化し、クローゼットということですが、今後、20年も30年と使っていく上でベッドでの生活形態が増えるのではないかとということで、押し入れではなく、クローゼットへと改修を進めたという背景がございます。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** クローゼットの説明をしていただきましたけれども、H団地はベッド仕様ですとうたえばよかったのではないですか。

どうですか、皆さん。布団が入れるスペースがないのですよ。一つでも残してくれたら全然違ったと思います。今、家族が少なくなっていますし、今は高齢化社会で、お年寄りが住むことを想定したほうがよかったかと私は思うのです。

それに、今は収納をすごく大事にしている住居だと思うのですよね。それがこういうようなことになっています。

それも、新築で、ここの公営住宅はこういう形ですよと説明書、入る方もここがいいと

いって部屋を決めるなら分かります。でも、前に住んでいた方がまたそこに移り住むといったとき、どこが便利で、どこが駄目なのかと丁寧に聞いたらこういう問題は起きなかったのではないかなと思うのです。

それこそ、また大きなお金をかけてとはならないと思います。入っている方たちは我慢し、長く入ってくれる人もいるでしょうし、ここはやっぱり不便だなということで移る人も出てくるかと思います。

今まで公営住宅だから我慢して入っているという方がすごく見受けられたのです。だから、丁寧な聞き取りといいますか、どこが便利で、どこを直してほしいかを聞いてほしかったなとすごく感じています。

また、先ほど課長が玄関の収納、シューズクロークという話をしていました。確かに、玄関のシューズクロークはすごく大きくなり、棚もちゃんとつきました。でも、リビングや部屋には棚が一つもないというようなことで、シューズクロークと言ったところに鍋や釜を収納していました。どれだけの人数の家族がここに住むのでしょうかと思えるぐらいのシューズクロークが大きくなったのです。

いい点として、お風呂はすごく快適になりましたという喜びの声も聞きましたけれども、シューズクロークのところに鍋や釜を収納していたのです。台所をはじめ、全部の部屋に棚がないということだそうです。

この棚がないというのもそうですけれども、すごく危険ではないのかと思ったところもありました。水周りですけれども、流し台を設置していますよね。その流し台と壁とがきっちりとかっついていないのです。水道を使って水はねしたらそこに入ります。浜でいえば外に置いている流し台みたいなものです。隙間があって養生していないのです。普通はもう少し立ち上げて水が入らないようにすると思うのです。これは住んだ人がその隙間にテープか何かを貼りなさいということなのではないでしょうか。

そして、流し台について、2口のガスレンジを使っていましたけれども、壁とガスレンジの間が狭くて、鍋やフライパンを上げたら壁が焦げていたのです。ステンレスの仕切り板みたいなものをつけていましたけれども、1回使っただけで、そのステンレスの壁が焦げていって、怖くて使えない、2口あるガスレンジの一つしか使えないから1個でやっているということでした。試しに使ってみてもらいました。1回で焦げていきます。鍋を上げたら火がその壁にくっつくのです。

このことについての消防基準はないのでしょうか。壁と火を使う間の距離です。そこはすごく気になりましたし、よくぞ皆さんは火事を起こさないで住んでくれているなと思いましたけれども、どうでしょうか、お答えください。

**○議長（落合俊雄君）** 副町長。

**○副町長（齊藤清隆君）** ただいま議員から様々な質問がされました。入居者にとっては、この4月にやっと引き渡しがあって入居をされ、楽しい生活を送ろうと思っていた矢先にこういった不具合が出ているという状況は私の耳にも伝わっております。議員が先ほどお

っしやいましたとおり棚がない、改善前はあったけれども、どうするのだといったような話もいただきました。

冒頭、課長からも話があったとおり、構造上、プレキャストコンクリート造ということで、壁に釘が打てませんでしたので、入居者については様々な工夫をしながら、例えば、収納ボックスを置いてもらうなど、担当としても考え、そういったコンセプトで今回の改修に当たったのですが、以前から入っていた6世帯の方の年齢構成も考えますと、押し入れがないことの不便性はあるかと思えます。

ただ、いかんせん工事が終わっています。改修前にも住民説明会もしましたし、内覧会もしましたけれども、2階の1か所しか見せなかったということで、それを不信がり、入居されている方が我慢しながらということであるようでありますので、6世帯全てに個別に聞き取りをし、不具合等の改善を検討させてもらいたいと思えます。

担当課長にこれ以上答弁させるわけにもいきませんので、これでご理解願いたいと思えます。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** 副町長、ありがとうございます。

入居している方たちは、もう大きな改築は望んでいません。できたばかりですし、まあ仕方がないなということで皆さんは工夫しながら住んでくれていると思えます。

私が今日この質問をしたのは、これからも改修していくときです。公営住宅で新築するところもあるでしょうし、改修するところもあるでしょうから、本当に町民に寄り添った丁寧な聞き取りなどをしていったらいいのではないかとということなのです。

私もそうですけれども、公営住宅を遠目から見ただけです。新しくなって快適になって暮らしているのだろうなとしか思いませんでしたけれども、たまたま今回話す機会があって、こういうことを聞いたのです。ですから、本当に町民に寄り添った目線でやってほしいなと思えます。

100%思いどおりのお家なんて難しいですよ。マイホームを建てても不具合はあります。それは入っている方たちも十分に分かっているのです。でも、多額の予算をかけ、改修事業をしたのですよ。それなのに今まで住んだ家の中で一番使いにくいと言われたらとても悲しいではないですか。何億円ものお金もかけて改修した公営住宅ですよ。浜中町としても、移り住んでよかった、便利になったというような声を多く聞けたらいいかなと思っております。

担当した一人一人の職員の皆さんにも共通認識を持ってもらいたいと思えます。また、防災無線は設置していなければ防災に力を入れている意味がありませんよね。でも、防災無線がついていませんでしたよ。先ほど町長が行政報告で避難訓練のお話をしてくださいましたが、ここは防災無線がついていなかったのです。明日のJアラートには間に合ったのではないのでしょうか。

庁舎も新しくなりましたが、縦割りと言われることがないよう、何でも近くなったのだ

から、そういう連携をして、そういうことがないようにしていただきたいと思います。

今回は公営住宅に特化して質問しましたが、そういうようなことについて意識を持って接してほしいなと思いました。

質問を終わります。

**○議長（落合俊雄君）** 公営住宅に関しては、今後も改善工事が計画されていて、今後どのように生かされるのかというお話もありましたので、それも含めて最後にお答えをいただきたいと思います。

町長。

**○町長（松本博君）** 今回の議員の質問でいろいろな課題が見つかりました。最後に、防災無線がついていなかったということもありましたが、反省するところはしっかり反省しないといけないと思います。検定を済ませ、その後に防災無線をつけるのだらうと思います。すけれども、ちゃんとつけてから入居させるということは当たり前のことだと思います。このほか、たくさんの指摘がありましたけれども、入居者と何度も協議し、やっていかないと思います。

先ほど壁が焦げるという話もありましたけれども、それもしっかりと担当に見てもらうことも含め、今後、建物を建てる際には、特に公営住宅を建てる時はしっかりと考えたいと思います。また、今回みたく改修となってくると前の人が使っていたわけですから、そういう配慮が一層必要かなと思います。

これからは、入居者、また、入居してくる人としっかりと協議、打合せをして、押し入れも含め、今後は十分に注意して建築に当たっていきたいと思いますし、入居者に気分よく入ってもらうような住宅にしたいと思っています。よろしく願いいたします。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** ありがとうございます。終わります。

**○議長（落合俊雄君）** 以上で三膳時子議員の一般質問は終了いたしました。

次に、7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** 通告書に沿ってご質問させていただきます。

地域活性化に向けて、町職員の副業が解禁になることから、1次産業の振興につながり、住民同士の交流も生まれることが考えられ、地域活性化に向けた政策として大いに期待しています。人口減少に悩む過疎地域では、1人2役などの働き方改革や体験型観光をも労働力と見立てる工夫も必要だと考えています。新型コロナの規制も緩和され、飲食や観光で外出する機会が徐々に回復すると見込まれることから、以下ご質問をさせていただきます。

まず、職員副業の申請から許可までの流れ、紹介やあっせんの方法等がありましたらご説明をお願いします。

**○議長（落合俊雄君）** 総務課長。

**○総務課長（赤石俊行君）** お答えいたします。

ご存じのとおり、職員の兼業につきましては新たに制度を整備し、本年度4月から施行をスタートしたところでございます。

申請から許可までの流れについてですけれども、兼業をしたいという職員が所定の申請書を作成し、職員担当係に提出します。そして、審査の結果、特段問題がないとなれば直ちに許可証を職員に提出することになります。その後、決裁が下りてから数日中には許可が下ります。

次に、紹介やあっせん方法についてですけれども、個々の職員の兼業をしたいという申請に基づいて許可をしていくものでございますので、特にこちら側からあっせんを行うというものではないということをご理解をいただきたいと思えます。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** 申請から許可まで数日ということ承知しました。来週からですか、僕は漁業に従事しているものですから、漁業のことでお話をさせていただきます。

天候によりますが、7時までの昆布操業となります。職員の方が遅刻しないようになりますと、平日だと1時間ぐらいは作業を手伝っていただけるのかなと思っています。

土日に関しては、今までは、実家や親戚、あるいは、近所で手伝う方もいらっしたかと思うのですが、新しいルールが運用となって、ホームページでは、1次産業の振興につながり、住民の交流が生まれるとありましたよね。町外からこちらで就業された方もいると思いますので、そういった若い方が地元の産業に触れる機会となるべくするようにしていきたいなと思っています。

特にあっせんや紹介はないということでしたけれども、漁業に従事している方から積極的にアプローチする、手伝ってもらえないかと職員に問いかけることになるということでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 総務課長。

**○総務課長（赤石俊行君）** お答えいたします。

兼業について、雇用側から強制的に兼業をなさいと言うことにはならないのですけれども、職員それぞれが漁業者の方とお話しし、積極的にお手伝いするということに関しては、もしそういう職員がいればどんどんやっていただければと思っております。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** 地域活性化につながるという事業で大変期待しています。解禁になってすぐですが、発展していくよう、私自身もいろいろと相談しながら進めていきたいと思えます。

では、二つ目の質問に移らせていただきます。

空き家、空き店舗の利活用対策として、2拠点生活や移住への補助制度はございますでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** ご質問にお答えをいたします。

まず、2拠点生活や移住に関する町が策定した独自の補助制度については、現在のところ、ございません。

その他、移住、定住の促進、あるいは、中小企業等における人手不足の解消に関して、北海道と共同で行うU I Jターン新規就業支援事業において、首都圏から本町に移住した方が支給要件を満たした場合は、浜中町移住支援金交付要綱を策定し、支援するという制度があります。

また、住宅に関しましては、移住して住民登録をしていただいた場合には、ご存じかと思いますが、安心住まいの促進事業により、住宅の新築やリフォームに係る費用の一部を補助いたします。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** 現在は移住への補助の制度は特にないということで承知しました。

今年度からでしょうか、危険家屋の解体費についての助成額が上がりました。危険家屋ということで、なるべく早く撤去してもらおうようにするものだと把握しています。

私の考えですけれども、解体する住宅に補助をするのであれば、移住してきたいという方だと思います。先ほどの公営住宅、町営住宅にはまだ空きがあるということでしたけれども、持ち家が廃屋になる前に、要は、危険家屋に認定される前に、持ち主としては誰かに買ってもらいたい、利用したいという思いがあると思います。そういうことから空き家バンクという制度も確立されているのかと思うのですね。移住したいという方が町営住宅のホームページを見れば住宅の募集状況は確認できると思うのですけれども、空き家を解体しなければならないというのであれば、解体する前に直して使うということを考えられないものかということでこの質問をさせていただきます。

ご答弁でU I Jターン新規就業支援事業のことを言われましたが、これは首都圏からの方に適用するものです。ただ、そこ以外から移住したいという方のほうが多いのではないかと思いますので、ぜひ浜中町独自の移住促進策というのでしょうか、空き家を使っただくことを町の政策としていただけないかということで提案させていただきます。

三つ目の質問に移らせていただきます。

お試し住宅の利用者に対し、滞在期間中の交流や利用者への移住促進はされていますでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** この際、暫時休憩します。

(休憩 午前11時56分)

(再開 午後1時00分)

**○議長（落合俊雄君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** お試し住宅のご質問にお答えをいたします。

移住等に関心のある方に、一定期間、本町での生活体験ができるきっかけを提供するた

めのものとして捉えております。実際に浜中町に滞在していただくことによって、気候をはじめ、まちの雰囲気を肌で感じていただき、本町の飾らない日常的な生活を体感していただくことでその方が移住を検討する際の参考としていただきたいというのが狙いとなっております。

このことから、滞在期間中に例えば町民と交流する場を設けるといったようなことは、特段、行ってはおりません。あくまで利用していただく方の自由な生活を優先させていただいているところでございます。

そして、移住の促進という点についてです。

利用者が関心を持っておられる内容、例えば、お子さんがいる方などについては学校や教育の関係、アウトドアが好きな方はそういった関係のことなど、関心に合わせて情報の提供を、さらには、適宜、ご相談に応じるよう取り組んでいるところでございます。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** お試し住宅の件です。

私の知人でほかの自治体のお試し住宅を使ったことがあるという方のお話を聞きますと、宿泊料が安いから、便利だから、宿泊施設として考えて使ったということだったのです。当町の場合ですと、人数に関係なく1泊1500円で、使う方にとっては大変安価であると思いますが、申込みは最長2か月までですよね。また、本町の場合、まだ1棟しかありません。利用される方の思いはいろいろとあるのかもしれないですけども、安い宿のつもりで使ってもらおうというより、移住促進といいますか、移住を考えていただくきっかけになればというもので、お試し住宅の本来の目的といいますか、簡易的な宿泊施設ではないということを利用者の方にも理解していただくため、移住促進に力を入れることを考えていただきたいと思います。

なお、退職された協力隊員の方が移住促進を担当していたかと思うのですが、退職されたということで、今後、その職員の補填についてはいかがお考えでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** ご質問にお答えいたします。

前任の地域おこし協力隊は移住・定住推進ということで雇用してまいりました。移住、定住に関するスタートラインのことについて携わっていただいたという感覚でおりますので、今のところ、再度同じ項目での募集については考えておりません。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** お試し住宅の件につきましては承知しましたので、次の質問に移らせていただきます。

四つ目に、ホームページ上の人口統計数についてです。

これには外国人の就労者の方も含まれていると思うのですが、任期があると思うのです。そして、それによって世帯数や人数の増減が分かりにくくなっていますので、括弧書きでも結構なので、外国人の就労者の区別をできませんでしょうか、よろしくお願

します。

**○議長（落合俊雄君）** 総務課長。

**○総務課長（赤石俊行君）** お答えいたします。

ホームページ上の人口統計数を外国人就労者数と分けをしてはどうかということについてです。

現在、この人口統計の数値につきましては、総人口で、男性、女性の別、そして、世帯数で分けして掲載されているところでございます。

外国人の数につきましては在住者数を押さえているのですけれども、就労者数となると町では正確な数字は把握をしておりませんので、ここに就労者数の正確な数値を掲載することは難しいかなと思っています。

ちなみに、5月末現在の数値ですけれども、外国人は、男性で24名、女性で127名、合計151名、世帯数につきましては143世帯となっております。

在住者数であれば掲載は可能ですので、それでご理解をいただきたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** 私は、外国人を差別するというわけでは全くなく、人口統計において純粋に日本人の住民票がある方ということで、就労ではなく、在住ということでも表記が可能であれば、ぜひお願いしたいなと思っています。

地域活性化に向け、就労者として外国人に来ていただくのは労働力を補う上でも大事だと思うのですけれども、やっぱり、期間があると帰国されてしまいます。私たちは純粋にといいますか、地域の人口ということを考えてときに、国籍のある方が減らないようにと考えるのがいいのではないかと思いますし、数値を把握するという意味でこの質問をさせていただきましたので、そちらの表記でぜひお願いします。

五つ目の質問に移らせていただきます。

琵琶瀬展望台にあります平屋店舗の改修補助のお考えはございますでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（久野義仁君）** それでは、琵琶瀬展望台の店舗の改修補助に対するご質問にお答えしたいと思います。

現在、琵琶瀬展望台の隣接地にございます平屋店舗につきましては、1軒の方が、観光シーズンのみであります、営業しております。ただ、建物の築年数は約30年以上が経過していると認識しているところでございます。

店舗の改修補助というご質問であります、現在の建物の改修についての町独自の補助制度はありません。ただ、一部条件つきではありますが、機械設備等の補助制度は有しているところでございます。

店舗の改修につきましては、観光施設周辺のみならず、町内商工事業者の所有する店舗などの老朽化などにより、大規模改修や建て替えなど、資金面や労働力の問題などからなかなか踏み切れない状況もあろうかとお推察しております。

そのような状況も踏まえながら、中小企業支援制度も現在協議しているところでありますが、町内の商工事業者が安定的に経営を持続できるよう、そういった仕組みづくりに向け、さらなる協議を進めてまいりたいと考えております。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** あの平屋の店舗に関し、使用されている方から要望があったというわけではありません。観光客の方からで、また、琵琶瀬展望台は浜中町の観光において一丁目一番地であり、最初に行くところだと思うのです。眼前には霧多布湿原、そして、後ろには太平洋となりますから、浜中に来たときにはあそこに行くのだと思います。

展望台自体のステップの部分の老朽化もあるのですけれども、お手洗いと店舗の老朽化が目立つという話をお客様から聞いたものですから、観光地にある施設として、町の補助で改修できないかということでした。ぜひ前向きに検討していただきたいということで、深掘りはしませんが、ぜひよろしく願いいたします。

六つ目ですが、観光案内所や地場産品を販売できる店舗等の考えはございませんでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 観光案内や地場産品を販売する店舗についての考えはないかというご質問でありますけれども、現在、本町には、観光案内機能を果たす施設として霧多布湿原センターがございます。

本町を訪れる多くの観光客へ、浜中町の観光をはじめ、様々な情報を発信する拠点として大きな役割を果たしておりますが、一方、地場産品の販売施設としての機能は決して高くはないものと認識しております。

地域経済を活性化するための拠点として地場産品を販売する、いわゆる直売所につきましては、地域の特産品などの魅力を発信する施設として町内外から大きな期待を寄せられる一方で、施設の管理、運営面など、様々な課題も考えられます。また、町民をはじめ、産業団体や商工業者などのご理解、ご協力も必要不可欠であります。

町といたしましては、そういった点も踏まえ、現在のところ、町主体の施設の設置は考えておりません。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** 町長直々にご答弁をいただき、今のところ、お考えはないということですが、コロナが明けて、インバウンドの外国人を含め、観光客は増加傾向にあります。また、昨今の市況といたしますか、経済の状況から、外国人が日本に来やすい状況になっているのです。それでインバウンドという言葉が随分と耳にするようになりました。外国人が日本国内を観光するということです。

当町は、宣伝費を特にかけているわけではなくても、浜中町、霧多布湿原、あるいは、岬に行ってみたくといった観光の方が多くいらっしゃいます。せっかく来ていただいた観光客の方にお金を使っていただく場所がもう少しあってもいいのかなと思いますし、そこ

は工夫の仕方次第だと思います。

人口減少に伴う地域の疲弊に関しては、情報発信という点も含めて、経済と観光が一助を担えると思っています。私は、霧多布湿原センターとゆうゆで物販をしていますけれども、お客様が、観光客の方がもう少し当町の特産品を購入しやすい場所があればという思いで質問をさせていただきました。今後、関係者を含めて前向きに検討していただきたいと思っています。

一つ目の地域活性化に向けての質問は以上とさせていただきます。

質問の二つ目として、清掃活動についてご質問させていただきます。

以前の質問で、不法投棄が減らない原因の一つとして住民のモラルの低さが考えられると答弁いただいておりますが、その後はいかがでしょうか。

1点目として、湿原クリーン作戦の開催時期をゴールデンウィーク前とすることや複数回実施することはできませんでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** 過去において4月下旬に行った実績もありますが、4月下旬は雪解け水が多く、一部凍結もあり、のり面と側溝のごみが拾いづらい、気温が低く暖かくなった時期のほうが参加しやすいなどの意見があったと聞いております。

現在は5月下旬に行っていますが、町民や自然の番人宣言認定団体にはこの時期に開催することが浸透していることを考えますと、5月下旬の開催がベストだと思っています。

次に、複数回実施できないかについてですが、湿原クリーン作戦の清掃箇所は六番沢から琵琶瀬展望台の道道、ゆうゆからアゼチの岬駐車場までの町道です。道路維持管理の観点から申し上げますと、道道については北海道の管轄になり、道建設管理部の指示の下、委託業者が対応しているところでありまして、町道においても町が委託している業者が対応していることから年1回が適正な回数と考えております。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** 私も仲間といいますか、数人で4月から5月末まで2か月、仲間が集まるときに、天候の状況を見ながらですけれども、清掃活動をしています。

降雪の量によるのですけれども、今年は特に雪が少なかったもので、六番沢当たりでしょうか、道路脇のごみが目立つ時期が早かったのですよね。雪解けが早いということは、道路脇の植物の繁茂の状況も早くなって、ごみが隠れてしまうのですよ。でも、ごみが見えなくなってしまえばいいという問題ではなくて、ごみをなくしたいという思いで清掃活動をしています。

それに、ゴールデンウィークは観光客が動く時期でもあります。道路脇、また、湿原や山林を含めて、グリーンシーズンに緑が芽生えてきた時期にごみのほうが目立つという状況がここ数年変わっていないかと思っておりますので、ゴールデンウィーク前に実施可能であればということでこの質問をさせていただきました。また、従来、雪解けの状況もあると思うのですが、やはり、きれいなまちに住みたいという思いがあります。

これも天候等によって考慮できる問題かと思いますので、その都度に検討してほしいと思いますし、年度ごとに複数回できないかについて要望させていただきますので、ぜひご検討をいただきたいと思います。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。

ふだんから清掃活動をしている個人、団体などと連携は取れていますでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** 連携というご質問にお答えをさせていただきます。

清掃活動の連絡があった場合は、その都度、対応しております。

実例といたしましては、ごみ袋の提供、ごみの回収、土日の最終処分場への受入れなどがありまして、事前に連絡をいただければ可能な範囲でこれからも対応していきたいと考えております。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** 5月に入ってからでしたか、清掃しているときに高齢者事業団の方と会ったのです。挨拶をして、私たちは4月、5月にこの道路を清掃していると伝えると、だからごみが少ないのだねと言ってもらえたのですけれども、こちらの事業団の方はご夫婦でされていたのですけれども、私も行き会ったのは初めてでした。

ごみの目立つ道路は幾つもあるとあって、そういったところで清掃活動を個人的に、もしくは、企業で、あるいは、小・中学生や高校生がしていることもあったと思います。でも、そこを清掃したことを知らないで清掃しようとする、ごみがなかった、きれいだねという判断になってしまうと思うのです。そういったことから連携は取れていますかという質問をさせていただきますということです。

これはボランティア活動に含まれるかと思うのですが、清掃活動、これは町内の清掃活動ということですので、連携を取りやすいような仕組みを持っていただきたいと思っております。

これは町に要望すべきなのか、厚意のボランティアでやっている人たちのおのおので連携を取ってくださいとしたほうがいいのかは判断しにくいところですが、町としてはごみ袋の提供をしているのですよね。また、持ち込みを受け入れていただいているということでした。私たちは日曜日に数人でごみ拾いをしています。自家用車にごみを積んで、翌日に最終処分場に持ち込んでいるのですけれども、仕事の関係や天候によって持ち込めないことがあります。また、ごみの量が多い少ないもあります。

これは個人とグループで清掃活動をしている方からの要望ですが、日曜日に清掃したもの、回収したごみを道路脇に置いておけば、翌日、町で回収していただけないか、ご検討をいただけませんかでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** ただいまの質問にお答えします。

先ほど議員は道路脇とおっしゃられていたのですが、交通安全な場所に置いていただ

ければ対応することは可能かと考えております。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** それでは、車の交通に配慮して、どこに置いてあるので、回収してくださいという連絡を町の係にすれば回収していただけるということで了解してよろしいですか。

**○議長（落合俊雄君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** できるだけ協力できるような体制で臨んでいきたいと考えています。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** 承知しました。ご検討をよろしく申し上げます。

それでは、三つ目ですが、不法投棄者を発見、追跡し、取り締まるお考えはございませんでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** ただいまのご質問にお答えします。

令和4年度におきましては警察とともに巡回を行っております。本年度においても、警察の協力を仰ぎながら巡回を行いたいと考えておりますし、不法投棄者を発見した場合には、警察と連携を図りながら、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて対応することになると考えております。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** 私も、罰則を与えたらいいと言いたいわけではないのです。ただ、ごみを捨てないようにしてもらいたいのです。それで、見せしめという言い方も悪いのですけれども、どうしたらごみを捨てないかということを考えたい、考えなければならないと思うのです。

取り締まるのがいいのか、ポイ捨てをする理由が周りにごみ箱がないからということもあると思うのですけれども、不法投棄、ポイ捨てに関しては罰則を設けたほうが減るということであればぜひ実施してほしい、実施してほしいというわけではなく、ごみを減らしたいのです。

担当課としてごみを減らす活動としてどのような普及活動の考えがあるのか、何かお考えがあればお願いします。

**○議長（落合俊雄君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** 議員がおっしゃいましたように、当然、ごみを拾っていくのも大切なことだと思っておりますが、町としては、それ以上に不法投棄やごみのポイ捨てをいかに減らすかが重要と考えております。

ただ、これをすれば直ちに不法投棄やポイ捨てがなくなるという対策を講じるのは難しいと思っておりますけれども、不法投棄は絶対してはいけない、犯罪であるということの周知啓発活動を粘り強くすることが重要と考えております。

ちなみに、昨年度につきましては、町広報で4回、防災無線で15回ほど不法投棄の注意喚起の啓発活動を行っております。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** 以上です。ありがとうございました。

**○議長（落合俊雄君）** 以上で渡部貴士議員の一般質問は終了いたしました。

次に、5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** これについては今の時期しかないということで質問をさせていただきますので、町長、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、最初の質問は、町長選4期目の出馬についてであります。

松本町長は、平成23年10月から、町政運営の重責を担い、地域を支える地場産業の振興、災害に強いまちづくり、若い世代への子育て支援の充実の3本柱を基に町政の発展に努力されました。

特に、災害に強いまちづくりに関しては、防災機能を備えた新庁舎の建設や防潮堤のかさ上げ、千島海溝沿いの巨大地震・津波対策のため、改正特別措置法の成立を受け、避難困難地域の緊急事業計画をまとめ、人工高台、避難タワーなどの整備に道筋をつけていただきました。

町民の命を守るための施策や住民福祉の向上を図るための施策などに努力された姿勢に敬意を表します。

そこで端的に伺いますが、本年10月の町長選4期目の出馬はあるのか否か、伺います。

**○議長（落合俊雄君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 4期目の出馬に関するご質問であります。

町長を支えていただいている後援会の皆さんとはまだ協議ができておりません。今、最初にこの時期だろうと言われましたが、まさにそのとおりだと思います。

私もそれは考えていましたし、この時期が一番なのだろうと思っていましたが、5月中は出張が多く、連休後はあまり町内にいられなかったということがありました。それで私を支えてくれた講演会の皆さんとその話を十分にできておらず、任期満了後における進退に関することについても話ができていないということがあります。しかし、私としましては、3期12年もの間、大変お世話になっている後援会の皆様との会合を持って私の考え、思いを伝えることが必要だと思う次第であります。

現時点で私の考えをこの場で申し上げることはできませんが、町長は何より町民の皆様への負託を得てこの場に立たせていただいております。当然ながら、4期目をどうするかを町民の皆様にはっきりとお示しする責務があるのはもちろんであります。そこで、今後、早い時期に、この6月中に後援会の皆様との会合を持ち、それを経て、別の場を設け、進退を表明させていただきたいと考えております。

その場が報道だけになるのか、もし議長のお許しがあれば議員協議会の前になるのかは分かりませんが、その時間をいただきたいと思っているのが現状でありますので、ご理解

をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** 5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** ただいま町長から自分を支えてくれた後援会とすり合わせがまだできていないということでした。5月は中央陳情もあって忙しい日々を送られたのだなど私も理解しております。そういう中で後援会とすり合わせができていないということであり、町長としては6月中に結論を出したいというようなことでした。

まず、いずれにしても進退を後援会と協議するのはもちろんですけれども、自分自身が決めることが基本だと私は思っています。そのときには、議会に関しては全員協議会の場、あるいは、進退を明らかにするということで、出馬表明になるのかは分かりませんが、そのように理解をさせていただきたいと思います。

4年前、私以外の議員もお聞きしたと思うのですが、私も今回聞いておきたいなと思ったのは、これまで、平成23年10月から3期12年、町長として3本柱で頑張ってきたか、どのように総括されるのか、簡潔に説明をしていただければと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 今言われた平成23年10月からの3期目ですけれども、まちづくりをしていく中で一番大きかったのは平成23年3月11日の東日本大震災で、まちの安全を含め、まちづくりを根本から変えることになったのだと思っています。

3月11日のとき、私は副町長であり、前町長が病で入院されていまして、町長職務代理者として議会に臨みました。その日に災害がありました。そして、10月には、前町長が復帰できないということで、つながったわけでありすけれども、そこが分岐点だったと思っています。

そして、その後、千島海溝沿いということが出てきましたけれども、防災への対策ということが言われました。それから、そのとき、酪農方面から出されたのが光回線です。酪農家の青年たちがインターネットを使って牛一頭一頭を管理するというようになって、農協の組合長からも要望があって、NTTに組合長と一緒に出向き、対応しました。

もう一つは、同じく海岸の話ですけれども、防潮堤のかさ上げの整備です。3.11のときは前につくってもらっていた防潮堤で何とか命を守れました。ただ、その高さが道の示す津波の高さに合っていませんでした。そこで、議員の皆さんや産業団体の皆さんの力を借りて国へ防潮堤のかさ上げの要望を行いました。

光回線にしてもそうですが、守るという意味からすると全てがそこに集約されるのかも分かりませんが、考え方が変わりました。そして、長年の悲願でありました庁舎建設もありました。この3期目も防災のことはまだ続いておりますけれども、そうしたことを重点にやってきた3期目だったのかなと思っています。1期、2期とありましたけれども、ここに終始した任期だったなと感じております。

うまく言えませんけれども、今まで申したことは、町長一人で全てやってきたわけでは  
ありません。関係部署の職員など、関係者が課題に立ち向かってくれ、一つずつ一つずつ  
解決してくれたのだなと思っております。そして、これには、当然、議会議員の皆さんの  
力も借りて要望活動もさせてもらいました。大きく言うと皆さんの力を借りてしっかりや  
れたのかなと思っております。不十分なものもあるかも知れませんが、私として  
はできる限りのことはやってきたという思いでいるところであります。

**○議長（落合俊雄君）** 5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** ただいま町長からとても心に残るような総括的な話をお聞きする  
ことができました。

3. 11の東北沖の地震を契機に考え方が変わったということで、特に3期目について  
は、防災関係と申しますか、災害に強いまちづくりに特化して努力をしてきたということ  
でした。これについては町長一人ではできなかった、退職された職員もいるでしょうけれ  
ども、職員の皆さんのおかげだと思っているということで私は本当に感銘を受けました。

今後、後援会の結果を待って、6月中に進退を整理されるということでしたけれども、  
多分、10月の前半が告示日になろうかと思えます。それまで病気などをしないで元気に  
頑張っていたいただきたいと思えます。この件についてはこれで終わらせていただきます。

それでは、2点目に入らせていただきたいと思えます。

2点目は、空き家バンク制度の活用はについてであります。

町内の空き家の有効活用のため、本町への移住・定住促進、地域経済の活性化を図る目  
的で創設されておりますが、あっせんなどの実態はどうなっているかについて伺っていき  
ます。

まず初めに、空き家バンクに登録された件数とホームページなどにより公開した件数に  
ついてお知らせをいただきたいと思えます。

**○議長（落合俊雄君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** ご質問にお答えをいたします。

本町の空き家バンク制度は、昨年10月末から運用を始めまして、今、取り組んでい  
るさなかでございます。

本町の空き家バンクに登録された件数とホームページに公開した件数についてですが、  
本年5月末時点におきましては登録、公開のいずれについても実績がない状況です。

ただ、空き家の登録を検討したいというご相談が令和4年度内において4件ございまし  
た。そのうちの1件につきましては、先日ですけれども、空き家を所有している方から登  
録申込みをしたいというお話で、登録申込書の提出に向けて今準備をしていただいております。

なお、登録希望者につきましては町内在住の方でございます。

**○議長（落合俊雄君）** 5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** 企画財政課長から答弁をいただきました。

私は令和4年9月の定例会でも質問をしておりまして、このときの答弁では9月末から運用するというようなことでしたが、種々事情があったのでしょうか。それで10月まで延びたのですね。

その間、4件の申出があったけれども、現実的にはゼロだということです。ただ、近々1件登録されるとの見込みだということです。

この前に聞いたように、対象物件は町内の空き家または空き家となる予定の物件で、売買や賃貸借を希望する所有者が町に登録し、その申込み内容に基づいて空き家の情報をホームページで公開するといったことで希望する人に情報を提供し、マッチングすれば所有者同士で交渉してもらって契約までするということだと思います。

2点目の質問に関し、利活用したいとの問合せがあったのかどうかというのはその1件に含まれるのだろうかと思いますが、その方が登録され、これから公開されるわけでしょうが、今のところ、そのやり取りはないと捉えていいですか。その確認だけしておきたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** ご質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃいますとおり、今、1件の登録の準備をしていただいている状況です。

ただ、浜中町の空き家を使いたいという問合せは2件ありました。

1件目は、昨年度、神奈川県在住の方で、北海道に移住を考えているということで問合せがありました。今年度は、つい先日、5月末に、町内在住の方ですけれども、空き家があればひと購入したいという問合せを1件受けておりまして、いずれも役場の窓口に来られました。

つい先日、固定資産税の納付書に空き家バンクの周知の用紙を一緒に入れさせていただいたのですが、それをご覧になって来られたということでありました。今後におきましても、当然、ホームページや広報誌では周知を図っていくのですけれども、いろいろな知っていただくための手法を、例えば、空き家対策の調査などとも連携しながら進めていきたいと考えているところです。

**○議長（落合俊雄君）** 5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** 実際のところは2件ほどあったということですね。

町のホームページを開いてみますと、空き家バンクに掲載された空き家の写真、所在地の紹介、所有者間のやり取りの様子が全然見えてきません。それで質問に至ったわけですが、今年の1月に浜中町空き家等対策計画ができているかと思います。

ホームページから見せていただきましたけれども、これによりますと、町内の空き家件数は全部で109件あり、危険度判定で80点以上のものが24件あって、80点未満が85件あるということでした。

85件の内訳は明らかになっていないですけれども、再利用といいますか、空き家バンクに登録すれば利活用できるのではないかと、特に、移住、定住を求めてくる、浜中町の冷

涼な気候や美しい風景、人情味あふれる浜中の人々が暮らす様子をそういったものでPRすれば来てくれるのではないかなと思っているのです。

そこで、防災対策室と連携を密にしながら、所有者を把握しているはずですから、ダイレクトメールで空き家バンクに登録しませんかというようなことはできないでしょうか。

先ほどは納付書を入れるときに一緒に案内を入れているという話でしたけれども、そういう二重、三重の仕掛けをもって、美しい環境を残しつつ、浜中町にたくさんの人口を呼び込む、移住・定住者を増やすという足がかりになればいいなと思っております。

連携を取ってダイレクトメールなどの通知を出すというようなことも考えるべきではないかなと思いますが、いかがですか。

**○議長（落合俊雄君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** ご質問にお答えをいたします。

今、議員がおっしゃられたのは空き家の状況を踏まえてというお話ですが、庁内に空家等対策検討会議を組織しており、空き家バンクも含め、どういった手法で周知していったらいいか、どういう方法で知ってもらうのがよいかを実際に議論してきましたし、議員がおっしゃられたように、使える住宅について、防災対策室で行っている調査と連携しながらというお話も出されております。

時間は少ししかたっていないのですが、今後においては、そういった取組もしっかりしながら、ダイレクトメールというお話でしたが、しっかりとアプローチしつつ、取り組んでまいりたいと考えております。

**○議長（落合俊雄君）** 5番川村義春議員。

**○5番（川村義春君）** ぜひそのように取り組んでいただきたいと思っております。

もう二点ほどあるのですが、空き家等に関する相談窓口というのは防災対策室の計画づくりでありますよね。大きく分けて防災対策室財政の企画調整係となっておりますけれども、空き家バンクのほうは企画財政のほうだと思います。それから、空き家を管理する部分は防災対策室です。このように同じ物件を二つの課で共有しながらやっていくというのはどうも不合理ではないかなと私は思うのですよ。やっぱり、一つの課でやっていくのが本来の姿かなと思うのですが、その見解を伺っておきます。

もう一点、避暑地を求め、来たいといった人方を移住、定住へつなげる施策についての提案ですが、空き家を借りたり購入された移住者への支援策を検討すべきではないかなと思うのですよ。

例えば、借りた住宅の内装などの改修補助として工事費の2分の1、上限50万円を金券で支給する、このとき、安心住まいる促進事業のものを活用してもいいと思うのですが、まず、借りる人についてはそういう支援をする、あるいは、住宅を購入した人については、農家の方でリースをやっていますけれども、固定資産税を数年間減免するなど、こういったことは町単費でできる話で、こうしたことが考えられるわけですが、検討に値するかどうかについてもお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） ただいまの議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、課にまたがってということについてです。

管理については防災対策室、空き家バンクについては企画財政課ということで二つに分かれており、勝手に悪いのではないかという話ですけれども、その件につきましても今後の検討材料として十分に協議し、新年度に向けて考えていきたいと思っています。

それから、空き家に対しての補助でありますけれども、それも併せて考えてまいりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 以上で川村義春議員の一般質問は終了いたしました。

次に、9番成田良雄議員。

○9番（成田良雄君） それでは、通告しております2点について質問します。

1点目の带状疱疹ワクチンの予防接種はについてお伺いいたします。

子どもの頃、水ぼうそう、水痘にかかった記憶のある方もいると思います。

水ぼうそうは、一度かかり、治った後も、実は、ウイルスは体の中の神経節に生涯隠れていて、加齢による免疫力の低下や、疲労やストレスが引き金となって再発症することがあり、それが带状疱疹と呼ばれるものであります。

带状疱疹の原因となるウイルスは、日本人成人の90%以上の方の体内に潜んでいて、50歳を境に発症率は急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎えまして、80歳までに約3人に1人が带状疱疹になると言われております。

带状疱疹を発症すると、強烈な痛みで日常生活が困難になり、三、四週間ほどで症状が治まっても、50歳以上の方の2割に神経の損傷による痛みが続き、生活の質の低下を招きかねません。

また、带状疱疹が現れる部位によって、顔面神経麻痺、目の障がい、難聴、耳鳴り、めまいなどの重い後遺症が生じることもあります。

そこで、带状疱疹ワクチンは、日本では厚生労働省により、2016年3月、50歳以上の者に対する带状疱疹の予防として効能、効果が追記されました。

2016年からある水痘生ワクチンに加えて、新たに2020年に使用開始となった不活化ワクチンは、生ワクチンに比べると予防効果が高く、これらの不活化ワクチンは予防効果が90%、生ワクチンでは低くて約50%だそうです。

そして、不活化ワクチンは効果が長時間持続し、がんや膠原病などで免疫が低下している人でも接種できる点が優れております。その点から、多くの方が不活化ワクチンを接種しておる状態でございます。

带状疱疹の予防接種は発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防につながるとされています。しかし、带状疱疹にワクチンがあることを知らない人が多数おります。

そこで、我がまちとして、まず、带状疱疹ワクチンの効果をどのように考えているか、

ご答弁をお願いいたします。

**○議長（落合俊雄君）** 健康福祉課長。

**○健康福祉課長（金澤剛君）** ただいまのご質問にお答え申し上げます。

带状疱疹ワクチンにつきましては、国の厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会予防接種基本方針部会のワクチン評価に関する小委員会において、定期接種化を検討しているワクチンとされておりますが、疾病負荷は一定程度明らかになったものの、引き続き期待される効果や導入年齢に関しては検討が必要とされ、定期接種には至っておらず、接種費用については全額個人負担となっております。

しかしながら、申し上げましたとおり、国においても一定程度の効果が示されておりますし、国の認可を受けたワクチンでありますので、効果はあるものと考えております。

**○議長（落合俊雄君）** 9番成田良雄議員。

**○9番（成田良雄君）** 了解しました。効果があるという担当課の考えでございます。

そこで、2番目に、带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進はなされているのかをお伺いしたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 健康福祉課長。

**○健康福祉課長（金澤剛君）** お答え申し上げます。

現在、本町においては当該ワクチンの接種に係る助成はしておりません。結果として、周知、接種とも推進していない状況にあると思っております。

**○議長（落合俊雄君）** 9番成田良雄議員。

**○9番（成田良雄君）** 先ほど自分も飲みましたけれども、このように予防効果のあるワクチンが追記されましたので、ぜひワクチン接種の周知と接種を推進してもらいたいと思います。

特に、50歳から発病して、60歳から80歳の3人に1人になるということでございますので、やはり、我がまちとしてもしっかりと今後取り組んでもらいたいと思います。

先ほども申し述べましたが、带状疱疹の発症率は50歳を境に急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎えます。高齢化が進む中、シニア世代の方々が元気に活躍されることはとても大切なことであると思っております。また、高齢になってからの強い痛みはとても苦痛だと思います。

しかし、带状疱疹ワクチンの接種費用は生ワクチンで1回8000円程度、効果の高い不活化ワクチンは1回2万2000円程度と高額で、しかも2回接種しなければなりません。2か月後にもう一回接種するようになっていきます。

今、高齢者の負担軽減として、各自治体におきまして接種費用の一部助成を始められております。道内でも多くの町村で始められましたけれども、道内初が近隣の標津町でございます。令和4年4月から、1人2万2000円がかかりますけれども、1回1万1000円で、2回分で2万2000円を50歳以上の希望者に助成しております。

また、後志管内の共和町では、令和4年12月、つまり7か月前から始めており、1回

2000円の自己負担で済むようにしております。これも50歳以上で、あとは一切の負担がないそうでございます。

さらに、小清水町では、令和5年4月から接種費用の2分の1を、そして、上土幌町では、令和5年から50歳以上64歳まで1回につき1万5000円の約半額助成、65歳以上の方には約70%に当たる1万4700円の助成を始めております。

不活化ワクチンが出ましたので、各自治体でも高齢者の予防をしていくために真剣に取り組んでおります。

本町でも今年の3月に同僚議員が予算審議の中で質問しましたがけれども、町民の健康を守るという観点から、また、我が町は1次産業のまちでございます。特に、50歳から80歳というのは従事している方でございます。町民を守る観点からワクチン接種の助成をすべきと考えますが、ご回答をお願いしたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 町長。

**○町長（松本博君）** まず一つ目に、带状疱疹という病気についてですが、伝染病ではないのです。それからすれば、子どもの水ぼうそうが先ではないかという話もあるのです。

その上で今のご質問に答えますけれども、带状疱疹を発症した場合、確かにかなり痛みを感じる、また、苦痛であるというふうに聞いております。

本年3月の定例議会における予算質疑の中でも秋森議員より同様の質問をいただきました。発症しても軽症で済んだり後遺症の予防につながるワクチン接種は有効だと思いますけれども、発症率が上昇する50歳以上の方は町内に2800人以上がおります。そして、助成するには当然予算が必要となります。接種を希望される方の数や接種に向けての制度設計など、政策的な判断が必要と思うところであります。

今後の検討課題と捉えておりますけれども、带状疱疹は体内にある水ぼうそうウイルスが体力の低下等により活性化することにより発症するとされており、その観点からしますと、まずは常に健康であることが発症を防ぐ第一であると思っています。

本町では、昨年度より、基本的な住民の各種健診を無償化にするなど、住民の健康診断受診を勧奨してありまして、健康増進に取り組んでいるところであります。

現在、国においても当該ワクチンの方向性が検討されているところでありまして、その状況を注視するとともに、まずは町民の健康が維持できるよう取り組んでいきたいと考えております。

**○議長（落合俊雄君）** 9番成田良雄議員。

**○9番（成田良雄君）** 担当課でなく、町長より、直接、政策的なことになるということで答弁をいただきました。

健康診断をしても、1次産業のまちですから、したくても行けない方もいて、そのうちに免疫力が下がって带状疱疹になるということで、3人に1人はいるということです。なってしまってからでは遅いので、我がまちにおいても今後の検討課題としていただきたいと思っております。

また、国においても自治体に対して助成をするということが議論されております。僕としてはいち早く浜中町でも助成をしてほしいと思っておりますけれども、町長から検討課題として注視していくという答弁でございました。これはいつでも実行できるものだと思いますので、どうか速やかに実行することをお願い申し上げます。

それでは、2番目に男性トイレへのサンタリーボックスの設置についてでございます。

近年、前立腺がんや膀胱がんなどの増加に伴い、男性で尿漏れパッドを着用する人が増えておりますが、ほとんどの男性用トイレの個室にはごみ箱がないため、使用した尿取りパッドを捨てる場所に苦労している男性が多いとのご意見をいただきました。

自分も当事者でございますけれども、前立腺がんの摘出手術を受けた人の大半は、尿のコントロールが難しく、尿取りパッドが必要とのこと。また、膀胱の手術やその他の疾患でも尿取りパッドや紙オムツが必要な男性が少なくありません。

そこで、日本トイレ協会が、令和4年、インターネットを通じてアンケートした調査をしているのですが、男性300人余りのうち、12%が尿漏れパッドやオムツなどを使用していると回答されました。さらに、そのうちの7割近くはトイレにサンタリーボックスがなくて困った経験があると答えたということです。そこで、全国の各自治体でも設置が進められております。

新聞にも出ていたと思っておりますけれども、近隣の釧路市、町村ではまだ進めておらない状態でございますけれども、苫小牧市や江別市、札幌市など、情報によりますと全国で280自治体が設置を進められているとございまして。また、自分も利用しますけれども、各ホテルや観光施設にも設置をされてきておりますし、コンビニなどにも設置されているところがあります。

本町の公共施設における男性トイレにサンタリーボックスを設置する考えはないか、また、浜中町の観光施設に設置すれば、来町される多くの観光客にも大変喜ばれると思っておりますけれども、設置の考えはないか、端的に質問いたします。

**○議長（落合俊雄君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** 公共施設全体に関わることですので、私よりまずご答弁を申し上げます。

議員の今回のご質問のとおり、近年、自治体でも公共施設、男性の個室トイレにサンタリーボックスを設置するケースが増えてきているといったような状況については町としても認識しております。

現在の本町の公共施設の男子トイレにおけるサンタリーボックスの設置状況ですが、まず、ふれあい交流・保養センターゆうゆ、湿原センター、浜中町茶内歯科診療所の4施設は個室トイレ内に、浜中診療所におきましては個室トイレ前に設置をさせていただいているところがございます。また、各施設にある多目的トイレにはサンタリーボックスをほぼ設置している状況です。

今後のほかの公共施設への設置についてです。

まず、役場本庁や両支所、それから、総合文化センター、総合体育館等をはじめ、公の集会施設につきましても、予算を確保し、設置を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、誰もが安心して外出ができ、利用しやすい環境づくりの一助となるよう取り組ませていただきたいと思いますと考えております。

**○議長（落合俊雄君）** 9番成田良雄議員。

**○9番（成田良雄君）** 何か所には設置されているということでございますので、全公共施設に設置してもらいたいと思います。

そして、安心して施設に来ていただくためには、やはり周知が大事です。自分の友達にもそういう方がいて、3年間も旅行に行けなかった、また、ひきこもりになってしまったという方もおります。

そういう意味でも、我がまちにおいては全施設にサンタリーボックスを設置しましたので、安心して施設をご利用してくださいということをホームページや町だよりなどで周知してもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** ご質問にお答えをいたします。

ほかの自治体の周知の状況などを見せていただきましたが、例えば、サンタリーボックスの表示をしているところもありますし、きめ細かく周知している自治体が結構ございます。議員からはホームページを活用してということございましたけれども、恐らく、今後、一気に設置するということはなかなか難しいと思っております。そのために、順次設置をしながら、注意事項等も含めて周知を図っていくのがベストなのかなと現時点では考えているところです。

**○議長（落合俊雄君）** 以上で川村義春議員の一般質問は終了いたしました。

これで一般質問を終わります。

---

## 日程第10 議案第38号 浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第10、議案第38号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第38号浜中町税条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、令和5年度税制改正大綱に基づき、地方税法の一部を改正する法律が令和5年3月31日付で公布されたことに伴い、浜中町においても所定の処置を講じるため、浜中町税条例の一部を改正するものであります。

このたびの税条例の一部改正の主な内容ですが、町民税では森林環境税の導入に伴う改正など、軽自動車税では、排ガス不正行為への対応などの改正を行うほか、法改正に伴う

所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、附則第1条各号に掲げる規定の改正を除き、令和5年7月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては税務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議されますよう、お願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** 税務課長。

**○税務課長（梅村純也君）** 議案第38号浜中町税条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

このたびの浜中町税条例の一部を改正する条例につきましては、令和5年度税制改正大綱に基づき、地方税法等の一部を改正する法律及び関連する政令、省令が令和5年3月31日付で公布されたことに伴い、関連する浜中町税条例について改正をする必要が生じたことから浜中町税条例の一部を改正する条例の制定をしたところであります。

浜中町税条例の一部を改正する条例については、本則改正が9項目、附則改正が2項目、合わせて11項目となります。

条文ごとの改正内容につきましては、配付しております議案関係資料1ページから8ページ、資料1の浜中町税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照いただき、同じく9ページから12ページの浜中町税条例の一部を改正する条例解説書により説明させていただきます。

それでは、議案関係資料の9ページをご覧ください。

番号1の第34条の9第2項は配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する規定で、森林環境税の導入に伴う改正、内容は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令、令和4年政令第305により、令第48条の9の3が改定されたことに伴う改正であります。施行年月日は、令和6年1月1日です。

番号2の第36条の3の2第2項から第6項は個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に関する規定で、法規制の新設に合わせて新設、内容は給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化と項の新設に伴う項ずれの反映に対応するものであります。施行年月日は、令和7年1月1日です。

番号3の第38条第1項及び第3項は個人の町民税の徴収の方法等に関する規定で、森林環境税の導入に伴う改正、内容は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、平成31年法律第3号の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法について規定する改正等であります。施行年月日は、令和6年1月1日です。

番号4の第41条は個人の町民税の徴収の方法等に関する規定で、森林環境税の導入に伴う改正、内容は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税を追加する改正等であります。施行年月日は、令和6年1月1日です。

番号5の第44条第1項から第3項及び第5項、第6項は給与所得に係る個人の町民税

の特別徴収に関する規定で、森林環境税の導入に伴う改正、内容は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含む旨を規定する改正等であります。施行年月日は、令和6年1月1日です。

10ページをご覧ください。

番号6の第47条第1項及び第2項は給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れに関する規定で、森林環境税の導入に伴う改正、内容は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含む旨を規定する改正等であります。施行年月日は、令和6年1月1日です。

番号7の第47条の2第1項及び第2項は公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収に関する規定で、森林環境税の導入に伴う改正、内容は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正等であります。施行年月日は、令和6年1月1日です。

番号8の第47条の6第1項及び第2項は年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れに関する規定で、森林環境税の導入に伴う改正、内容は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により法第321条の7の10第2項が改正されたことに伴う改正等であります。施行年月日は、令和6年1月1日です。

番号9、第82条は種別割の税率に関する規定で、規則改正に合わせて改正、内容はミニカー区分から3輪以上の特定小型原付を除外するものであります。施行年月日は、令和5年7月1日です。

番号10の附則第15条の2第4項は軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に関する規定で、法律改正に合わせての改正、内容は不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更するものであります。施行年月日は、令和6年1月1日です。

番号11の附則第16条の2第3項は軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する規定で、附則第16条の改正に伴う規定の整備であります。施行年月日は、令和6年1月1日です。

次に、11ページから12ページの附則ですが、第1条では施行期日を規定しており、第2条では町民税に関する経過措置を、第3条では軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

以上、補足説明といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第38号の質疑を行います。

7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** まず、森林環境税の内容についてご説明願いたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 税務課長。

**○税務課長（梅村純也君）** 森林環境税についてご説明申し上げます。

森林環境税は、令和6年度から、個人住民税の枠組みを用いて国税として1人年額1000円を市町村が賦課徴収し、国に納める制度でございます。

現在、個人町民税均等割額は、町民税分で3500円、道民税分で1500円、合わせて5000円をいただいておりますが、このうち、町民税分と道民税分それぞれ500円、合わせて1000円は、平成26年から令和5年度までの10年間、東日本大震災の復興財源として上乗せされていたものであります。しかし、令和6年度からはこの上乗せの制度がなくなることに合わせて、この1000円を森林環境税として市町村を通して国に納めることとなります。

ちなみに、均等割の納税義務者数、お支払いをいただく人数ですが、浜中町の場合、5年度の当初予算ベースで2957人を見込んでおまして、掛ける1000円で、町民からいただい国に納める金額は大体295万7000円となろうかと予想しております。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** 徴収名目が変わったといいますか、東日本大震災の復興財源の分の名目が変わるといえる考えですよね。

それで、資料に目を通すと、似たようなものとして森林環境譲与税というものがあるのですけれども、こちらの内容についてのご説明もお願いします。

**○議長（落合俊雄君）** 農林課長。

**○農林課長（渡邊馨君）** それでは、森林環境譲与税についてお答えします。

この制度につきましては、令和元年度から設立されたものでありまして、国内の温室効果ガスの削減の達成や災害防止を図るため、地方財源を安定的に確保する観点から創設されたものでございます。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** 森林環境譲与税についてもう一度お伺いします。

町民からは1人1000円が徴収された後、国から自治体に対して譲与税が配付されると捉えているのですけれども、自治体の政策によって案分率が変わるような、資料を見るとそういう説明なのですよね。当町においてそういう政策等の予定等がありましたらお願いします。

**○議長（落合俊雄君）** 農林課長。

**○農林課長（渡邊馨君）** このたびの改正で、令和6年度から、町民税を財源とした譲与税ということで、実際の算定基準は変わらないと思うのですけれども、今年度でいけば660万円ほどの財源を予定しております。

この使途につきましては3月定例会でも報告しましたが、緑化木の購入や積み木の誕生祝品、また、人材育成負担金、担い手対策協議会負担金、そして、先月行われました植樹

祭、また、生物多様性の保全に財源を充当し、事業を執行しております。

なお、これらの用途につきましてはホームページで公開しておりますので、町民に対しても見える形としております。これから1000円ずつ賦課され、なおさら見えるわけですので、しっかりとした対応を取りたいと思っております。

**○議長（落合俊雄君）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** これで質疑を終わります。

これから議案第38号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第39号 浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第40号 浜中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第11、議案第39号、及び、日程第12、議案第40号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第39号浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第40号浜中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令が令和5年3月31日に公布、令和5年4月1日から施行されることに伴い、保育所保育指針の制定権限が内閣総理大臣に移ったことに伴い、議案第39号浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び議案第40号浜中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようと

するものであります。

なお、施行期日につきましては公布の日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第39号の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。  
これから議案第40号の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。  
これから議案第39号の討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。  
これから議案第40号の討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。  
これから議案第39号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。  
したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。  
これから議案第40号の採決をします。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。  
したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第41号 浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第13、議案第41号を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

**○町長（松本博君）** 議案第41号浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの改正は、国の財政支援の取扱方針の決定に伴う新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免基準を整備するものであります。

改正の内容は、保険料の減免対象に令和4年度以前の保険料で令和5年4月1日以降納期限が定められているものを追加するものであります。

なお、施行期日につきましては公布の日から施行するものとし、改正法の附則第7条第1項の規定は令和5年4月1日から適用することとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第41号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第41号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第42号 浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第14、議案第42号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第42号浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴う賦課限度額などの改正と前年度所得に基づく国民健康保険税率等の改正及び雇用保険法施行規則の一部改正などに伴う所要の改正を行うものであります。

保険税につきましては、北海道に納める国民健康保険事業費納付金に充てる財源として北海道から示された標準保険税率を基に前年所得と決算見込みによる剰余金などを考慮した上で税率の改正を行うものであります。

地方税法施行令の一部改正に伴う改正では、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額 20 万円を 22 万円に引き上げる改正であります。

また、5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得について、被保険者の数等に乘ずるべき金額を引き上げる改正を行い、保険税軽減措置を拡充しようとするものです。

次に、前年所得の確定と決算見込みなどに基づく改正では、保険税の基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分について所得割を改め、それに準じて被保険者均等割額及び世帯別平等割額の改正に伴い、7 割、5 割、2 割の金額についても改正を行います。

この条例は公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしております。

なお、このたびの条例改正につきましては、去る 5 月 22 日開催の令和 5 年第 2 回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日付で答申をいただいているところです。

以上、提案理由をご説明しましたが、詳細について保険課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** 保険課長。

**○保険課長（渡部直人君）** 議案第 42 号浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、地方税法施行令の一部改正に基づく所要の改正と国民健康保険税の算定の基礎となります前年所得の確定による税率及び税額の改正を行うものです。

国保を取り巻く状況は、加入者の少子高齢化等による減少、医療費の増加により、安定的に市町村単位で運営を続けることが難しくなっているところです。

平成 30 年度から新しい国保制度が始まり、北海道全体で国保を運営することになりました。

北海道で全ての市町村が国民健康保険事業費納付金を出し合って医療費などを支払う財源を確保し、全道で支え合う医療保険として都道府県化され、スケールメリットを生かしながら運営しております。

このたび、令和 5 年度国民健康保険税の改正に際し、税率、税額を据え置いた場合、令和 4 年度分所得の減少及び被保険者の減少などにより、令和 5 年度において、保険税は約 3600 万円の歳入欠陥が生じ、結果、北海道へ納める国保事業費納付金の支払い財源が不足することになりました。

この財源不足は、本来、税負担に求めるべきところですが、浜中町において、国保加入者の減少、昆布漁の不漁による減収、地域経済の状況などを総合的に判断し、決算剰余金のうちの 500 万円、税負担の激変緩和のため、国民健康保険財政調整基金から約 2000 万円を加えた合計で約 2500 万円を減税財源として活用し、国保加入者へは約 1100 万円の税負担を求め、税率、税額を設定して財源の確保を図るものです。

なお、令和 5 年度の国保財政調整基金の取崩し額は、最終の保険税の収入額などを見込

んだ上で改めて補正予算の提案をさせていただきます。

それでは、議案関係資料、資料番号5の16ページをお開きください。

この表は、条例改正に係る浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が現行条文、左側が改正案で、アンダーラインの部分が今回改正する条文の字句であり、31ページまでとなっております。

説明は省略させていただき、32ページの浜中町国民健康保険税条例改正概要に基づきまして、主な改正内容を説明いたします。

32ページをお開きください。

改正事項1の課税限度額の引上げでは、地方税法施行令の一部改正に基づき、第2条第3項及び第23条第1項に規定されております後期高齢者支援金等分について、20万円から22万円に改めるものです。

改正事項2の税率等の改正では、所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割の改正で、基礎課税分について第3条第1項に規定されております所得割で、現行の100分の7.78を100分の8.77に改め、第5条に規定されております被保険者均等割で現行の2万8300円を2万7800円に、第5条の2の第1号世帯別平等割で現行の2万9900円を2万9100円に、第2号特定世帯で現行の1万4950円を1万4550円に、第3号特定継続世帯で現行の2万2425円を2万1825円に改めるものです。

次に、後期高齢者支援金等分について、第6条に規定されております所得割を現行の100分の3.08を100分の3.05に改め、第7条の2の被保険者均等割で現行の9100円を9500円に、第7条の3の第1号で世帯別平等割で現行の9800円を9900円に、第2号特定世帯で現行の4900円を4950円に、第3号特定継続世帯で現行の7350円を7425円に改めるものです。

次に、介護納付金分について、第8条に規定しております所得割を現行の100分の2.51を100分の2.63に改め、第9条の2の被保険者均等割で現行の9100円を9200円に、第9条の3の世帯別平等割で現行の7200円を7400円に改めるものです。

改正事項3の保険税の軽減、(1)の7割軽減では、基礎課税分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の税額の改正に伴い、被保険者均等割及び世帯別平等割の軽減額を改正するものです。(2)の5割軽減では、軽減判定所得の算定方法の変更で、地方税法施行令の改正により、第23条第1項第2号中の被保険者数等に乗ずる金額28万5000円を29万円に改めるものです。また、基礎課税分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の税額の改正に伴い、被保険者均等割及び世帯別平等割の軽減額を改正するものです。

次に、33ページの(3)の2割軽減では、軽減判定所得の算定方法の変更で、第23条第1項第3号中の被保険者数等に乗ずる金額52万円を53万5000円に改めるものです。また、基礎課税分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の税額の改正に伴い、

被保険者均等割及び世帯別平等割の軽減額を改正するものです。

改正事項4の未就学児に係る均等割軽減では、基礎課税分及び後期高齢者支援金等分について、第23条第2項第1号及び第2号中のイの7割軽減、ロの5割軽減、ハの2割軽減、ニの低所得者軽減世帯以外の軽減額を改正するものです。

改正事項5の関係規則の改正では、第24条の2第2項の規定について、雇用保険法施行規則等の一部改正に伴う所要の改正を行うものです。

以上、改正条例の規定については公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するとしております。また、経過措置として、改正後の浜中町の国民健康保険税条例の規定は令和5年度以降の年度の国民健康保険税について適用し、令和4年度までの国民健康保険税については従前によるとしております。

次に、34ページの国民健康保険税条例改正資料をご覧ください。

1の前年度との税率比較です。

なお、条例に規定しております基礎課税分については、説明の便宜上、医療給付費分とさせていただきます。

このたびの改正による税率及び税額について、前年度との比較を申し上げますと、令和5年度の所得割は、医療給付分で8.77%、0.99ポイントの増、後期高齢者支援金分で3.05%、0.03ポイントの減、介護納付金分で2.63%、0.12ポイントの増、次に、被保険者均等割額では、医療給付分で2万7800円、500円の減、後期高齢者支援金分で9500円、400円の増、介護納付金分で9200円、100円の増となります。

未就学児の被保険者均等割は5割軽減され、医療給付分で1万3900円、250円の減、後期高齢者支援金分で4750円、200円の増となります。

世帯別平等割額は、医療給付分で2万9100円、800円の減、後期高齢者支援金分で9900円、100円の増、介護納付金分で7400円、200円の増となります。

特定世帯、特定継続世帯は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

次に、課税限度額は後期高齢者支援金分が22万円へ2万円引き上げられ、限度額の合計は、令和5年度は104万円に、前年度から2万円の引上げとなります。

次に、2の前年度との課税比較について説明いたします。

この表は、令和5年度の課税見込み額、当初予算比較、被保険者数1人当たり平均課税額などを前年度と比べたものです。

①列は条例改正後の課税見込み額で、令和5年度の総額は、計の欄で3億3964万7000円で、前年度比較で1299万8000円の減となっております。

②列は課税見込み額に収納率96%を乗じた収納見込み額で、令和5年度では計3億2606万円で、前年度比較で1247万8000円の減となっております。

④列は当初予算比較で、収納見込み額から当初予算額を差し引いた額が④列の令和5年度の計の欄で当初予算額に比較し2602万円の減となっております。

⑤列は被保険者数で、医療給付費分と後期高齢者支援金分は2149人で103人の減、介護納付金分は730人で61人の減となっております。

⑥列は1人当たりの平均課税額で、医療給付費分は10万5377人で1463円の増、後期高齢者支援金分は3万6118円で534円の増、介護納付金分は4万8598円で53円の増となります。

この結果、課税見込額の計を被保険者数で乗じた⑥列の1人当たり平均課税額は15万8049円で、前年度と比較し、1457円の増となっております。

⑦列は課税世帯で、医療給付費分と後期高齢者支援分は106世帯で30世帯の減、介護納付金分は515世帯で40世帯の減となっております。

⑧列は1人当たりの平均課税額で、医療給付費分は22万5104円で778円の減、後期高齢者支援金分は7万7155円で195円の減、介護納付金分は6万9076円で286円の減となり、1世帯当たりの計では、この結果、33万7621円で、前年度と比較し、2770円の減となっております。

⑨列は限度額超過世帯で、医療給付費分は127世帯で8世帯の減、後期高齢者支援金分は128世帯で34世帯の減、介護納付金分は85世帯で9世帯の減となっております。

次に、35ページをご覧ください。

3の低所得者軽減対象調です。

左の区分欄で、上から順に7割、5割、2割の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の保険税の軽減区分ごとの資料です。

下段の計の欄の被保険者数及び世帯数について申し上げます。

A列は被保険者数で、医療給付費分と後期高齢者支援金分は739人、被保険者数割合は34.4%、介護納付金分は235人、被保険者数割合は32.1%となっております。

B列は世帯数で、医療給付費分と後期高齢者支援金分では409世帯、世帯割合は40.7%、介護納付金分は179世帯、世帯割合は34.8%となっております。

次に、36ページをお開きください。

こちらは、軽減区分ごとの保険税軽減額の資料となっております。

下段の計の欄のみ申し上げます。

被保険者均等割額は、医療給付費分で1012万1980円、後期高齢者支援金分で345万8950円、介護納付金分で100万4640円となっております。

世帯別平等割額は、普通世帯で、医療給付費分で579万3810円、後期高齢者支援金分で197万1090円、介護納付金分で64万9720円、特定世帯及び特定継続世帯については記載のとおりとなっております。

軽減額の計では、医療給付費分で1622万2065円、後期高齢者支援金分で553万4235円、介護納付金分で165万4360円となっております。

以上がこのたびの条例改正事項に関する説明となります。

次に、37ページをご覧ください。

令和4年度国民健康保険特別会計決算見込書は、令和5年7月末時点のもので、歳入歳出の科目ごとに予算額と決算見込額を比較したもので、税率算定の際に用いたもので、歳入の国民健康保険税を除いて確定しているものです。

資料の右下に記載の見込額について申し上げます。

歳入合計は11億1369万9000円、歳出合計は11億1085万9000円、翌年度繰越見込額は284万円となっております。

次に、38ページですけれども、差し替え分がお手元に行っていると思いますので、令和4年度国民健康保険税収納状況調書の速報値という別紙1枚物をご覧ください。

上の表の国民健康保険税中の下段の合計欄のみ申し上げます。

合計は、現年課税分、予算額3億3514万6000円、調定額3億4784万9200円、収納額3億4058万2030円、収入未済額726万7170円、収納率は97.9%で前年度比0.4ポイントの減となっております。

滞納繰越額は、予算額344万6000円、調定額1612万5241円、収納額433万7704円、不納欠損額87万5552円、収入未済額1091万1985円、収納率は26.9%で前年度比2.3ポイントの増となっております。

保険税合計で、予算額3億4059万2000円、調定額3億6397万4441円、収納額3億4191万9734円、不納欠損額87万5552円、収入未済額1817万9155円、収納率は94.8%で前年度比0.6ポイントの減となっております。

この結果、最終決算見込みは約800万円の黒字決算となり、そのうち500万円を減税財源に活用し、残り約300万円が留保財源となる見込みとなりました。

国保会計の財政基盤を担う保険税につきましては、厳しい地域経済状況の中、加入者の納税意識の高揚と各種収納対策により高い収納率を維持することができております。本年度におきましても、相互扶助の原則を踏まえ、保険税の収納確保に努めるとともに、医療費適正化の推進を図り、国保会計の健全な運営に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、議案第42号の補足説明といたします。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

**○議長（落合俊雄君）** この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 2時58分）

（再開 午後 3時30分）

**○議長（落合俊雄君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから議案第42号の質疑を行います。

7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** 数点ご質問させていただきます。

まず、今回の国民健康保険税の改正要因として、国保加入者の減少、収入の減少などによる見通しとのご説明がありました。また、国保の基金を活用した上で不足する約110

0万円を税の負担として国保加入者へ求めるとのことでしたが、一つ目に国保加入者の減少の要因と前年分所得減少の状況をご説明ください。

二つ目に、国保の基金から約2000万円を減税に充当するとのことでしたが、基金の活用目的と基金残高についてもお願いいたします。

**○議長（落合俊雄君）** 保険課長。

**○保険課長（渡部直人君）** 数点の質問ですけれども、お答えいたします。

まず、国保加入者の減ということについてです。

大まかに言うと、社会保険加入者が増えている状況です。具体的にお話しさせていただきますと、移動の状況を去年1年間で言いますと、社会保険から移ってきた分が174人で、社会保険に入った方が211人です。差引き37人が社会保険に動いているということです。これには社会保険の適用の拡大があります。そして、最近、農家で法人化するケースがありまして、それで社会保険に入るといようなことがありまして、社会保険の加入が進んでいるということが原因です。

そして、高齢者の関係ですけれども、戦後生まれの方が後期高齢者医療制度に移行しています。俗に言う団塊の世代となりますけれども、去年、後期高齢者に移った方が68人います。

逆に、出生については、届出が7件、死亡が10件となっています。こちらの自然増減はそれほど影響がありませんので、やはり高齢化と社会保険加入が大きいです。

先ほど資料で説明しましたけれども、人数を見てもらえばお分かりのとおり、今回、2149人へと103人減っております。最近では町民人口が1年間で80人ぐらい減っていますけれども、それより多く減っているという状況でして、国保加入率が下がっているというのも一因になります。

また、収入の関係です。先ほど大規模の農家が動いたことによって所得の減があるとお話ししましたけれども、漁家世帯でも、令和3年と4年の水揚げは減収が続いていまして、その数字も大きいです。

具体的に課税所得で申し上げますと、本年度は1人当たり142万9000円で、前年度と比べて23万5000円の減、率で言うと14.1%減となっています。

実は昨年度も減っていまして、1人当たり166万4000円ですけれども、前年度に比べて18万7000円、10%ぐらい減っています。

なお、この時点では1800万円の基金の活用と言っていましたけれども、最終的には800万円弱で済んでいます。

減収の分は、課税所得の減少で、先ほど言った部分になります。

それから、基金の2000万円の取崩しについてです。

この基金は平成30年につくっていますけれども、活用の目的は今回のような税負担の激減緩和となります。率を若干上げていまして、1100万円と言っていますけれども、なかったら2000万円のプラスで、3100万円を税に求めなければならなくなります。

今回は0.99ポイントぐらいの所得割のアップでして、試算はしておりませんが、その2倍や3倍ぐらいにはなってしまいます。

また、経済状況が悪い中、税率だけに頼って上げてしまうと、結局、収納率もよくなると思いますか、収めてもらえなくなって悪いスパイラルに入ってしまうということがありますので、そういったことで活用しています。

例えば、今年度、経済状況がもっと悪くなったら、予定収納率は96%でありますけれども、これを下回ったときも基金を充当することとしております。ただ、今回の想定では2000万円で何とかしのげるのではないかと考えています。

そして、今回の基金ですけれども、現在、5月末となりますけれども、令和4年度に756万3000円を使ったので、9847万7000円という額が現在残っております。

**○議長（落合俊雄君）** 7番渡部貴士議員。

**○7番（渡部貴士君）** 加入者が減ったのでということで承知しました。

私は、まさにその世代だなど、先日、課長にお越しをいただき、レクチャーを受けたときにそう思っておりました。

次に、国保税の世帯負担として、税の引上げはどれぐらいになるのでしょうか、モデル等がありましたらご説明願えますか。

**○議長（落合俊雄君）** 保険課長。

**○保険課長（渡部直人君）** 最初に、平均で申し上げます。

資料の34ページに1人当たりが出ていますけれども、その合計で言うと課税額は15万8049円です。1457円しか上がらないように見えると思いますか、所得が下がっているのだけれども、上げているという感じなのです。でも、モデル的に積算させてもらっています。

例えば、夫婦2人、子ども2人の4人家族の場合で、課税所得が400万円とします。その方ですと、令和5年度の今回の税率改正によりまして71万1300円の負担になります。昨年度の負担額から比べて3万7900円が増えます。

平均額では千何ぼしか上がっていないですけれども、4人世帯で3万何ぼ上がるということで、中間層といいますか、所得のある層の税負担割合が高くなるということです。

もう一つのケースですけれども、夫婦2人で200万円の場合、令和5年度は36万7000円になりまして、アップする額は1万6500円となります。

実は昨年度も税率を上げていまして、この層で言うと2万8300円となります。そのため、2年間で合わせると4万4800円ということで、重税感が強くなるかなと思います。

基金を入れなかったら税負担がかなり重くなってきますので、2000万円の効果といえますか、こういった中・低所得者への税率軽減の措置ということです。

以上です。

**○議長（落合俊雄君）** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) これで質疑を終わります。

これから議案第42号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第43号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

---

○議長(落合俊雄君) 日程第15、議案第43号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第43号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、提案の理由をご説明申し上げます。

辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設整備計画を策定し、実施しなければならないこととなっております。

今回は、散布地区辺地の整備計画の策定について、総務大臣に提出するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

整備計画の概要を申し上げますと、火散布アサリ礁整備事業、漁業集落排水施設機能保全事業となっております。

また、計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5か年となっております。

なお、令和5年5月10日付地政第186号をもって北海道知事との協議も調っておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(落合俊雄君) これから議案第43号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第43号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(落合俊雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第16 議案第44号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

---

**○議長(落合俊雄君)** 日程第16、議案第44号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長(松本博君)** 議案第44号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、提案の理由をご説明申し上げます。

辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設整備計画を策定し、実施しなければならないこととなっております。

今回は、茶内地区辺地の整備計画の変更について、総務大臣に提出するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

整備計画の変更概要を申し上げますと、今回、万世橋改修工事事業、備林橋改修工事事業を加えるものであります。

また、計画期間は、令和4年度から8年度までの5か年となっております。

なお、令和5年5月29日付地政第322号をもって北海道知事との協議も調っておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長(落合俊雄君)** これから議案第44号の質疑を行います。

5番川村義春議員。

**○5番(川村義春君)** 1点です。

除雪機械の購入とありますが、除雪専用車整備事業の専用車というのはどういうものなのでしょうか。通常であれば、タイヤショベルや除雪トラックやロータリー除雪車かなと思うのですが、具体的な説明をいただきたいと思います。

それから、茶内原野のほうを除雪するようになると思うのです。この機械については町で購入するけれども、機械は業者に貸与するという形を取るのかどうかについてもお聞かせください。

**○議長(落合俊雄君)** 建設課長。

**○建設課長(渡部幸平君)** ただいまのご質問にお答えいたします。

除雪専用車につきましては、5月の臨時会で契約の議決をいただきました除雪トラック10トン級がこれに該当いたします。

専用車と表記されていますが、除雪に特化した車両になります。

更新車両につきましては、今までは除雪トラックという名前でしたけれども、ダンプをつけていたというものでございます。町が所有する除雪ダンプにつきましては3台を所有しておりまして、そのうちの1台を更新するに当たり、2台あればその1、その2という維持のエリアを1台ずつでカバーできるということで、この除雪ダンプについては除雪専用車といたしますか、除雪に特化したシャシーバランスのもので、国や道が除雪で使っているものになります。

この除雪専用車については、除雪専用と言われており、冬だけに使うということが可能でして、2年車検で、スタッドレスタイヤだけでいいということでメンテナンス費用の軽減もできるため、これを更新しているというところでございます。

また、町の車両ですから、維持路線でいきますと、浜中町を東西に分けると東側になりますその1エリアで使っていただくことに計画しておりまして、業者に貸与いたします。

**○議長（落合俊雄君）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** これで質疑を終わります。

これから議案第44号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第45号 公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について

日程第18 議案第46号 公用車事故被害者損害賠償について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第17、議案第45号、及び、日程第18、議案第46号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第45号及び議案第46号につきましては関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第45号公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について、

提案の理由をご説明申し上げます。

本事故につきましては、令和4年12月18日午後1時30分頃、浜中町総合文化センター駐車場敷地内で発生した車両物損事故で、相手車両は浜中町茶内橋北東46番地2の酒井美和子さん使用の車両であります。

事故の概要は、駐車場敷地内にて、職員が用務地に向かうために発進し、右折しようとした際、ハンドルの切り過ぎにより右隣に駐車していた相手車両に接触し、相手車両左前バンパー等が損傷したもので、損害額は34万1341円であります。

町が加入しております保険会社の査定により、過失割合を町の過失100%、相手車両損害等の全額を町が負担することで令和5年2月24日に示談を交わしております。

このことから地方自治法第96条第1項第12号により議決をいただくものであります。

議案第46号公用車事故被害者損害賠償についてにつきましては、前議案でご説明申し上げました相手車両への損害賠償について、地方自治法第96条第1項第13号により議決をいただくものであります。

このたびの事故は誠に遺憾であり、今後、このような事故が起きないように、安全運転の徹底に万全を期してまいりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第45号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第46号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第45号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第46号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(落合俊雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第47号 工事請負契約の締結について

---

**○議長(落合俊雄君)** 日程第19、議案第47号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長(松本博君)** 議案第47号工事請負契約の締結について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成元年より運営を開始しております浜中町衛生センターについて、屋上防水や外壁、金属製の建具類などの劣化が著しいため、施設の長寿命化を図るべく実施する工事となっており、第1回浜中町議会定例会で予算議決をいただいております。

当該工事の実施に当たり、去る5月22日、町内業者3者、町外業者2者による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、赤石建設株式会社が6677万円で落札いたしました。

なお、工期は令和5年10月13日としております。

ここに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長(落合俊雄君)** これから議案第47号の質疑を行います。

5番川村義春議員。

**○5番(川村義春君)** 今回の工事契約につきましては、長寿命化計画に基づく改修工事ということで、外壁塗装や屋根の防水処理の工事を行うなどとなっておりますけれども、予算が7610万円で、これに対する契約金額が6600万円ということで、約1000万円近い残が出るということです。これは工事内容に変更があったからなのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

**○議長(落合俊雄君)** 住民環境課長。

**○住民環境課長(山平歳樹君)** ただいまのご質問にお答えします。

当初、5年度新年度予算で審議させていただいていますが、契約の内容については変更ありません。

**○議長(落合俊雄君)** 5番川村義春議員。

**○5番(川村義春君)** 随分大きいですね。計算すると933万円の減額ということに

なりますが、本当に当初どおりの設計に変更なく工事が終わったということで理解しているのですか、もう一度お答えください。

**○議長（落合俊雄君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** 再度お答えいたします。

当初予算で組んでいる内容から変更になっておりません。

**○議長（落合俊雄君）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** これで質疑を終わります。

これから議案第47号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20 議案第48号 工事請負契約の締結について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第20、議案第48号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○議長（落合俊雄君）** 議案第48号工事請負契約の締結について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、茶内市外の栄本町地区にあります茶内1条通について、車道部の路盤打ち換えと併せて排水経路の切り替え工事をしようとするもので、第1回浜中町議会定例会で予算議決をいただいております。

当該工事の実施に当たり、去る5月22日、町内業者5社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、株式会社今井建設が7975万円で落札いたしました。

なお、工期は令和5年11月15日までとしております。

ここに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第48号の質疑を行います。

6番田甫哲朗議員。

**○6番（田甫哲朗君）** 工期が本年11月15日までということで、結構大がかりな工事になる関係から、相当な期間を通行止めにせざるを得ないのかなと素人ながらに考えます。工事する近隣の住民の通行止めに係る期間の対応、例えば、車両の対応、あるいは、飲食店を営んでいるところの営業等への影響等を考えたとき、事前に近隣住民に説明し、納得していただいた上で、極力、通行止めの期間を短くするというのも考えなければならぬのかなと思うのですけれども、どういう対応を取られるのか、伺っておきたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 建設課長。

**○建設課長（渡部幸平君）** ご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、茶内1条通は交通量が多い道路と認識しておりますので、通行止めとはしたくないところではありますが、工事内容を考えると、一定期間、通行止めとせざるを得ないと考えております。

それで、議員がおっしゃるとおり、茶内1条通を通行止めにした場合に影響が出る建物がありまして、件数的には十二、三軒と想定しております。この方たちが車を止めるところについて、先日、農協に相談に行っております。副参事に対応していただきまして、工事内容と近隣住民への影響について率直に相談したところ、通行止めになる期間、職員の車は店舗側の臨時的駐車場を利用させるということで、その十二、三軒の方たちには本来職員が使っている駐車場を使っただくようにするという大変ありがたい回答をいただいております。

また、通行止めの期間をなるべく短くしたいと考えておりますけれども、本議会で議決され、今井建設と工程について今後話していく上では、通行止めの期間をなるべく短くしていただくようお願いもしますし、内容が決まりましたら地区の影響を受ける方及び農協等に説明に回りたいと思っております。

**○議長（落合俊雄君）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** これで質疑を終わります。

これから議案第48号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第21 議案第49号 工事請負契約の締結について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第21、議案第49号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第49号工事請負契約の締結について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、国の社会資本整備総合交付金事業として、茶内団地に木造2階建て1棟8戸、延べ床面積722.01平方メートルの公営住宅を建設しようとするもので、第1回浜中町議会定例会で予算議決をいただいております。

当該工事の実施に当たり、去る5月22日、町内業者3者、町外業者2者による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、丸重種市建設有限会社が2億5124万円で落札いたしました。

なお、工期は令和6年3月15日までとしております。

ここに、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第49号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第49号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第22 議案第50号 工事請負契約の締結について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第22、議案第50号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第50号工事請負契約の締結について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、国の社会資本整備総合交付金事業として、丸山散布津波避難施設整備工事を今年度と来年度の2か年にわたって実施するもので、第1回浜中町議会定例会で継続費として予算議決をいただいております。

当該工事の実施に当たり、去る5月22日、町内業者5者による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、有限会社石橋建設が4億2020万円で落札いたしました。

なお、工期は令和6年11月25日までとしております。

ここに、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく、提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第50号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第50号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第23 議案第51号 工事請負契約の締結について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第23、議案第51号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第51号工事請負契約の締結について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、国の社会資本整備総合交付金事業として、霧多布高等学校に屋外

避難階段を設置しようとするもので、第1回浜中町議会定例会で予算議決をいただいております。

当該工事の実施に当たり、去る5月22日、町内業者5者による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、農基開発株式会社が5775万円で落札いたしました。

なお、工期は令和5年11月13日までとしております。

ここに、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第51号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第51号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第52号 工事請負契約の締結について

日程第25 議案第53号 工事請負契約の締結について

日程第26 議案第54号 工事請負契約の締結について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第24、議案第52号から日程第26、議案第54号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第52号から議案第54号までの工事請負契約の締結については関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、総合文化センターを令和5年から6年までの2か年にわたって長寿命化改修工事を実施するもので、建築主体工事では、屋上防水改修、外壁改修、内部の床・壁改修、郷土資料展示室改修、図書室改修及びキッズコーナーの新設等の工事の実施、

機械設備工事では、給排水衛生設備工事及び空調暖房設備工事等を実施、電気設備工事では、館内のLED化工事、受変電設備機器更新工事、舞台照明設備改修工事等を実施するもので、令和5年第1回浜中町議会定例会で継続費として予算議決をいただいております。

これらの工事の実施に当たり、去る5月22日、指名競争入札を実施したところであります。

初めに、議案第52号の工事請負契約の締結については、町総合文化センター長寿命化改修工事の建築主体工事で、町内業者3者、町外業者2者による入札の結果、赤石建設株式会社が7億6153万円で落札いたしました。

次に、議案第53号の工事請負契約の締結については、総合文化センター長寿命化改修工事の機械設備工事で、町外業者5者による入札の結果、三建設備工業株式会社釧路営業所が1億8150万円で落札しました。

次に、議案第54号の工事請負契約の締結については、総合文化センター長寿命化改修工事の電気設備工事で、町内業者を含む経常建設共同企業体2者、町外業者3者による入札の結果、サンエス・矢原・中原経常建設共同企業体が1億7490万円で落札いたしました。

なお、各工事の工期は令和6年6月14日までとしております。

ここに、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第52号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第53号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第54号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第52号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第53号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第54号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第52号の採決を行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

これから議案第53号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

これから議案第54号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

## 延 会 宣 告

---

○議長(落合俊雄君) お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

(延会 午後 4時18分)